



だいま上程になつております法案の審議、この前一回やりましたが、そのときの議論いたしまして、日本におきましては特に終戦後毎年大へんな火災の連続である。住宅が三百二、三十戸不足であつて、こことあたり三百七十万戸といふうな数字の趨勢になつておるが、現実には建つておる家の何十パーセントといふものは毎年焼けておるというふうなことで、これに対する政府の基本的な施策といふもの、特に消防の面から言つての基本的の強力な施策といふものが、ちつとも推進されておらぬといふうなことが前会の討論において問題になつたわけでござります。それはきょうはそういう基本的な問題は一応基本的な問題といいたしまして、おいで願つた建設省、大蔵省の皆さんに少し私どもは確めておきたい、こう思うのであります。そういう意味から言いまして、まず堀川さんに一つお尋ねをいたしたいのであります。消防といふものを広義に解釈いたしますと、これは私は自然に対する一つの戦いであろうと思ひであります。が、そういう面から言いますと、單に火災だけではなくて、一般の災害につきましても、全国の消防団その他が非常に災害の発生のときには努力をされておるのであります。それと同時に利根川の流域であるとかあるいは淀川の流域であるとか、信濃川とか、そういう面におきましては昔から水防団といふものがあるのです。そこで前会のこの法案の審議に際しまして、水防団は一体どうなつておるかといふことは建設省であるし、一方は国家消防本部というふうな関係からこの法案の中

に水防団が入っておらぬ、それはどうも國会としましては公平な立場で審議をするということはまことに片手落ちであります。これについては建設省の方でもおおむねお尋ねをいたしたいと思います。それから私は眞剣にお考へをいたしておるとは思うのであります。現在水防団に対しはどういうお考へであるかお尋ねをいたしたいと思います。それから私はわかりますが、伺つてみたいと思うのですが、全國で水防団といふものまでに、私どもは大体のところの様子はわかります。何うかと思つておるのですが、全国で水防団といふものは何處所くらいあつて、そうして団員はどれくらいであろうか、そういうことについて概略その水防団についての一般概念を一つお話をいただいて、そして今の私どもがお尋ねを申し上げておるところの水防団について、現在の段階で消防に対し このような案が出たわけであります。建設省はどういうふうに考えておられるか、この二点を一つお尋ねをいたしたいと思うのであります。

る方がが百四十万、これは消防の公務災害の補償に入つておられると存じます。しかし水防団員のみをやつておる團員の数は約二十四万人であります。こういうことになつておりますと、災害のいわゆる補償をしてもらいたいということは、建設省いたしましても実は望んでおつたのであります。現在水防法によりますと市町村はこれを補償しなければならぬ義務がありますが、國は補償する義務を持つてないものであります。そういう意味から行きまして昨年この法律が通過するときに、これは國が補償しなければいけないといふような御要求があり、御要請があつたのであります。今回消防團員等公務災害補償責任共済基金法案がこへ提出され、そして水防団員に対する補償制度をつけていただきたいとの御要請がござりますが、この法案の中に盛り込んでいただきますか、別途水防法を改正して補償制度をつけていただきたいと思いますが、どちらにせよ実に喜んでおるのであります。建設省いたしましてはかように、建設省いたしましてはかように、考えております。

いつても一市町村に限られて、ほかの市町村にまで飛び火をするというふうなことはないわけです。いわば災害は限定されますが、水防の関係は非常に地域が大きいのであって、従つて水防に従事する人から考えますと、消防以上に国家的な意義があると私は思うのでございます。そういう意味から言いまして、どうもその辺ははなほんだけ解せないであります。しかしう今の御答弁で、できれば一緒にあるいはおまかともといふうなお考えでありますと、が、先ほどの小委員長の報告をお聞き取りいたいたと思うが、早々の際でありますから、これにさらに水防をされるというやうな空気には残念ながら今なつております。そこで建設省がおこなつておられますから、これに對して少くとも来年は同様のものを作るとか何とかいうことについてのはつきりとしたおこなつております。そこでは建設本部長並びに主計局長に伺いたいのですが、この法案が審議をされる過程において、私は必ず水防法との関連が問題になつたと思うのであります。どうしてこれが思つたと、政府の原案として入れられなかつたのか、その辺の事情をちよつと伺つてみたいと思うのであります。

て、来年の国会には建設省といなしても、これが補助規定か、あるいは補償規定か、こういうものをつけて、そうして水防団員に満足していただきたい、かように考えております。

○鈴木(琢磨)政府委員 この制度の制定立案当时、建設省とも事務的には打ち合せたのですが、水防団だけでは消防団に關係のない人で、従来災害を受けた実例が比較的少いという点もありましたし、また予算措置の問題もありました。そんなことで建設省と打ち合せいたしました結果は、建設省でもいざれ考えるから、とにかく消防関係だけをやつて、こういうことになったわけでござります。

○加賀田委員 関連して。今の堀川政務次官の話では、来年度というのんきなことを言っているのですが、これは御存じのように、水害が起つて水防に従事いたしますと、消防団員はそういう災害補償が受けられるけれども、水防団員のみの人あるいは協力者は受けられないことになります。あってはならないことですが、災害に見舞われた場合に、消防団員の方々は相当大幅の災害の補償を与えられて、同じように水防作業をしていた人が、そういう災害の少額なものを町村から受けなければならぬという矛盾が起つて参ります。こういう矛盾は、この法案が制定されるとすぐ起るわけあります。われわれとしては、来年度といわずに、いすれ参議院の選挙が終りますと、臨時国会も召集されると思しますから、で起きるだけ早く、できれば臨時国会でそきたいと思いますが、次官の御答弁を願います。

○堀川政府委員 さよう処置をさして  
いただきたいと思いますし、またさよ  
ういたす考え方でござります。

○中井委員 この法案の制定の過程におきまして、多少折衝されたが、結局所管が違うのでというふうなことで、あつたらうと思うのでありますけれども、法案が出来まして前会の審議の際に問題になりましたのは、予算のことでありました。私どもは当然これは予算に計上されておるものというふうなことでお尋ねを進めましたところが、一向に計上してない。ただ四千万円程度借入金か何かについて十分考へるといふうち、この前の大蔵並びに消防本部長の御回答であつたとおもります。ところが私あくる日朝日新聞か何か見ましたところが、非常にこの法案を出すについて大蔵省と折衝して苦労したというような、エピソードみたいな記事が載つておりましたので、私はまた驚いたのであります。予算措置も何もしていない。四千万円の借入金の約束ぐらいしたのでありますようが、それがどうしてそういうふうな大へんな努力をされたことになるのか、私どももう向わからなかつたのであります。予算が通つてからそれで法案を出したというふうな事情もあらうと思いますが、こういう面について大蔵省の考え方を伺いたい。私は小委員ではございませんが、そういう意味からいって、金額もわざかなものであります。しかもこれはおそらく私ども社会党といえども、こういう法案については、いろいろ細目については議論がありますけれども、根本の行き方につきまして、消防団員に対しては国家が何らかの災害の

手を打つという基本方針に対しても、  
もとより反対ではないのです。  
そういう意味において、大蔵省のこ  
の法案に対する考え方を、この席で  
はつきりと御答弁を願いたいと思いま  
す。

○森永政府委員 この法案の重要性に  
つきましては、私どもいたしまして  
も十分認識いたしておりますのでござい  
まして、その点につきましての御懸  
念は全然御無用にお願い申し上げたい  
と存じます。ただ何分にも本年度の予  
算が提出されまして、また衆議院を通  
過いたしました後での提案でもござ  
いまして、私どもいたしましては、  
三十一年度におけるこれがための予算  
措置をどうするかということについて  
当惑いたしたわけでございます。その  
点につきましては、この法案の重要性  
並びに従来の経過もござりますので、  
事務当局の立場としてもあらんここで  
確言を申し上げることは、これは僭越  
の次第でございまして、それは差し控  
えますが、ただ気持を申し上げますれ  
ば、可能な限り最も早い機会に私どもと  
いたしましても、できるだけ優先的に  
本問題を処理いたしたい、さように考  
えておるわけでございます。一つには、  
補正予算を出す機会が必ずある——こ  
れはこれだけの問題ではなくて、全体  
の問題でございますが、ということを  
事務当局の立場として申し上げるわけ  
にも参りませんから、その点は不明な  
わけでございますが、もし補正予算を  
出す機会がござりますれば、その最も  
早い機会にできるだけのことを考えた  
い、そういう気持でその問題の処理に  
臨んでおる次第でございますので、御  
了承いただきたいと存じます。

○森永政府委員 その点も事務当局として、はつきりしたことを申し上げることは、僭越のきわみでございまして、はつきり申し上げることは差し控えなければならぬと存じますが、先般来こられた小委員会で問題になり、先ほど小委員長の報告にもございましたが、四千万円程度ということございましたが、その程度のことは考へたいと存しております。ただしこれにはやはり政令の内容その他がきまりまして、その上ではつきりいたして来るわけでもござりますので、事務当局の立場といたしまして、今の段階ではつきり確言をいたすことは僭越でございますから、差し控えたいと存じます。

○中井委員 実力派の森永主計局長が意外にえらい自信のない御答弁ですが、そんなわけかな。——どうせ四千万円か五千万円の金だと思うけれども、金額をどれくらい予定されたか、私は事務当局の回答を求めておるのでも、大臣の回答を求めておりませんから……。

○森永政府委員 はつきり申し上げておしかりを受けるかと思いまして、そう申し上げたのでございますが、三、四千万円ということで消防庁の方と前から話し合いをしておりますので、消防庁の方では四千万円くらいという希望を承わっております。そう大きな意見の食い違いはないのでございまして、四千万円程度のことはぜひ考えたないと存しておりますが、それについては事務的な積算その他をもう少しいたしてみなければなりませんので、その予定でござりますか、その点をちょっとと……。

○中井委員 堀川さんに最後に私は意見を申し上げたいのですが、先ほどあなたは水防に關する死者六人、三人といふうに御説明がありました。これは大した数字ではないと言われましたけれども、消防の方といえども負傷者は必ずいるあります。災害でたまたまその家の中で寝ておつて死んだといふ人はたくさんあります。消防に従事をして死んだといふうな人は、実はそう大した数字ではなからうと思いません。そういう意味から言いますと、水防における人命の危険が起りまする時期は、暴風その他たいていいまつておりますが、その危険率は消防の方が高いといふうに考えて間違いないのじゃないかといふうに思うのであります。この点は今大蔵省の主計局長が珍しく金額を値切らぬで四千万円とか言つておるのでありますから、ぜひ今度は水防も入れてもらつて五千円か六千万円——ぜひ私はそういうことを要望いたしておきます。これで私の質問を終ります。

言われておるのですが、その程度ではどうもはつきりせぬではないか。補正予算のお話をされている。もしも補正予算といふ機会がなければ、たゞい考えたとしても四千万円は計上するチャンスがなかつたということでも困ると思う。こういう、いわば予算を伴う法案を出す以上、これを認めておる以上は、補正予算が出ても出なくても、予備費等でこれのものは出すというようなはつきりした説明をいただかなければならぬ。ですから補正予算によらなければ予備費で出すか、それらの関係をもう少しあつ込んでお話を願いたいと思ひます。

たいというふうにお願いをいたす次第でございます。先ほどお申し上げておりまする様に可能なる最も早い機会に、最も優先的に考慮をいたしたい、そういう気持でおるわけでございますので、その氣持を一つ買っていただきまして、それ以上必ず補正を出すかということを問い合わせられますと、ちよつと困る立場にあることを御了承いただきたいと思います。

○北山委員 珍しく大蔵省からお願ひをされる立場になつてはなはだ恐縮でございますが、ともかくこういう法案を出すことについては、大蔵省といえどもイニスと言つて判こを押されたに違いないと思う。そうすると、可及的ですみやかにといったって、これは来年度になるかもしかれぬし、そういう抽象的なことじやしようがないと思う。この法案を実施する以上は、補助のめどがつかなければ取りかかれない。なぜならば、市町村の掛金というものが、いわゆる消防団員一人について三十円なら三十円という掛金をきめなければならぬのですから、それをきめる際に国からの補助がどの程度出るかといふめどが前もつてつかなければ、やはり事業計画も立たぬというような関係にあるのであって、この法案の通過するところ同時に、大体のめどをつけていかなければならぬのです。補助予算の方はあとで可及的すみやかに考えたいという程度では、実際この仕事を進める場合に困りはしないかと思うのです。いろいろお説はごもっともなような点をござりますけれども、どだい予算がまだはつきり成立する以前に出された、あるいは審議中に出されたというような点は多少矛盾がござりますけれども、

少くとも法案を出した以上は、補正案があるうとなからうと、とにかく四千万円なら四千万円は荷らかの形において出すというようなはつきりとした明言をいただきたいのです。何も予算費でなければならぬとか補正予算でなければならぬとか、そういうことは申し上げませんが、いずれにしても今年度四千万円は出すということを明言していただきなれば、われわれ小委員会としての結論がそういう前提に立っておったのですから……。その点も多少、方法はどうでもいいです、とにかく四千万円出すということをはつきりしてもらいたい。

話であります。それが、そうすると、この法案がかりに通れば政令はいつどうい格好でお出しになるか、これは消防部の方からお伺いしたいと思います。○鈴木(城)政府委員 政令案は日下務的に審議中でございますので、これは法務局とも事務的に連絡して、なべく早く政令をきめたいと思います。○北山委員 予算の方はそれくらいしまして、次に、先ほど水防関係のとを建設省にお伺いしたわけですが、政務次官のお答えでは、この法案のに入れてもいい、ほかの方法でもいい。でもよろしいというようお答えであつたので、どうもそういうお答えは私ども困ると思うのです。御論議に、御修正なさるなら修正をおやりになつてもけつこうだし、またわれわれの方で考へてもいいというようなことは困る。そなりますと、ここを修正するチャンスがあるのですから修正せよということになつてくる。政府はわれわれにおまかせするというならわれわれ修正いたしますよ。そうせざるを得なくなつてくる。政府としては堅固として、単に建設省だけの問題じゃないのですから、水防団についてはどういう方法で行くのが好ましい、ええ水防は、これは別個だから別個の補償の方法を考えるとか、あるいは消防団と一緒にした方がよろしいとか、何かはつきりとした方針、お考え方があればならぬと思うのです。いずれも御曉意といふような御答弁では、どうもたよりないような感じがする。またを預けられたような格好で、はなれども御曉意といふような御答弁では、どう迷惑だと思うのですが、その点はつきりしていただきたい。

○堀川政府委員 お答えをいたします。建設省といたしまして、この水防団対しましていわゆる災害の補償をすることは当然のことだと存じておるのあります。ちょうど今回法案が出てきました。そこで消防団員には、こういう違反の補償をしてやるんだということはつきりいたしましたので、私は認めにましても、ここで今小委員会で御議論になつたような、水防団にもそういう処置をとれというような御要望がありましたが、それに対しまして私といたしましては、ここで水防団に対する処置をとるような法案をし入れていただきたいということをけうであります。しかし水防法といしまして別途の処置を講じて、次のお会に法案を提出いたしたいということを私どもは強く考えておる次第でありますので、その点を御了承願いたい存じます。

○北山委員 この機会に建設省において、いいしたいと思うのですが、この前代市の大火の場合、伝えられるところでは、能代市は昭和二十四年にも大災があった。しかし水道の施設が、かつたということです。今度の火災の場合におきましても、水道がなかなかつたために貯水槽の水がなくなってしまった、消防機能がもう動けなくなつたというようなことが指摘されておるわけです。建設省は水道にも御関係になっておりますので、これはどういうわけでも能代市の水道がなかつたのであつか。私も聞いているところでは、能代市は水道計画を立てて申請をしておつた。ところが認められないといふので、今まで水道の施設ができなかつた、こういうふなことを聞いておこ

○高谷説明員 能代の大火につきまして、私は大日の翌日参りまして、現地の復興計画を立ててきましたのであります。が、能代市は、今御指摘のように水道施設がありません。前の大火のときもやはり水道施設がなくて、市は前の二十四年の大火の際に、至急水道施設を設備したいということで準備を進めておつて、水道の設計認可は三年ほど前に、昭和二十八年から九年でございますが、認可をとつて建設の準備をしておつたのでござりますが、何分にも市の財政もよくありませんし、それから新規事業とかいうような関係で今日まで押えられておつたそうでございました。それで市当局といたしましても、もうこの際万難を排して、至急水道施設をしていきたいということを、市長さん初め皆さんおつしやつております。それから、水道がありませんので、前の昭和二十四年の大火におきましても、やはり防火貯水槽を設備いたしました。それからお消防庁の方の関係からも、その後火災を受けていない場所にも数ヵ所設置してありました。ただしその日はちょうど、先ほどだれかから御説明があつたかもしません。

が、六時ころ工場が焼けまして、そして今度の大火になつた発火地点付近の貯水槽の水を全部使い切つておつたといふよくなことが原因のようだございます。

○北山委員 これはやはり問題だと田中省あるいは厚生省の、いわゆる水道の計画をされる担当の官庁としては、すでに三年前において認可をしている。おそらく市としては、認可を受けたが、起債その他の申請はしなかつたというわけじゃないと思うのです。おそらくその水道事業の起債が認められたとが、そういう関係で今まで事業ができなかつたのである、こういうふうに想像されるわけであります。が、この点についてはやはり自治省も並びに大蔵省も関係があると思いますので、その水道ができなかつたといふ原因について、やはりわれわれとしては相當徹底的にこれを追究していかなければならぬ、こういうふうに考えております。建設省についてはまだお伺いして、水道の認可計画はできておったということですから、私了承をいたします。

であります。しかし、そういうものを整備する場合に、資金がなくてやりたいと思つてもできないでいる。ところが今度政府としては、この国会の前に、地方税の案を作る際に、消防施設税といふものを自治庁の税務部では考へたわけです。これは御承知の通り、火災保険会社に消防施設税といふのを課して、約二十億というものを取つて、そしてこれを地方の団体の消防施設等の強化の資金に配当しよう、こういう案を自治庁で出したわけです。ところが大蔵省でこれに反対したという話ですが、なぜ反対したか、それを一つ明らかにしてもらいたい。

設に充てるということになると、いわば保険契約者のみがこの消防施設の整備充実の金を負担するということになります。租税の理論から考えましていかがなものであろうか、さうな議論が大筋であったというふうに私は記憶いたしております。そういう意味で私どもいたしましては、この税の創設に賛成をいたしかねたわけでございます。ただし消防施設の急務であるといふことにつきましては私ども十分認識しておるつもりでございまして、三十一年度の予算におきましては、御承知のように三十年度の予算よりも消防施設の整備費、補助金は約五割の大幅な増加をしておるわけでございます。なおまた水道につきましてはお話をございましたが、これは現在は補助金ではなくてもっぱら起債であります。なほまた水道につきましてもお話をございましたが、この起債が從来とかく少いというような声もございましたので、三十一年度以降におきましては相当ふやしたいというような考え方で、この問題の処理にも臨んでおります。これは理財局の関係でござりますが、あわせて申し上げましてお答えにかえたいと存じます。

は、この施設税を自治庁が取り上げて、この資金をもつて地方の消防施設等に利用しよう、こういうプラン——われわれから見ればきわめて不満足なプランでありますけれども、少くとも従来より一歩踏み出したプランに対し、火災保険会社と大蔵省が反対してつぶされた、こう聞いておるのである。しかも保険会社からこういう税金を取ることをやめてもらえれば二、三億の寄付金なら出すといふような話を聞いておるのですけれども、その程度でやめてしまつたといふうに聞いておるのです。反対したのはやはり大蔵省と火災保険会社、こういふうに聞いておるのですが、その通りですか。

○森永政府委員 その辺になりますと私はよく存じませんけれども、私が聞いておりますのは、保険会社の問題になりますと銀行局になるのですが、銀行局の段階に行く前に主税局の段階、いわば租税理論の段階で反対をいたしておったようでござります。保険会社も反対しておったかどうかわかりませんが、大蔵省の内部ではむしろ銀行局よりも主税局の段階で議論して參つておつたといふうに記憶しております。

○北山委員 森永さんは次官にもおなりになるとこことで、大蔵省全般を代表してお答えがあるものと私は考えておつたところが、主計局は主計局といふようなお話をあります。この問題はまた別の機会にやりたいと思いますが、今の能代の点をお伺いしましておも、結局その原因を追及していくばば、やはりその責任は國の方にあつたのじやないかということが言われる。だから消防施設税についても、やはりこう

う問題を取り上げる際に、必ずしもそのままの形でなくともいいが、少くとも消防を強化しよう、今のいろいろな事情から、火災を防ぐという点から必要な事務である、こう考えるならば、こういう消極的なことはなきらぬはずだ、そういう点で非常に私ども不満に思つておりますので、森永さんの担当でなければ、いざればかの担当の方を呼ぶなり、あるいは大蔵大臣に来ていただきて、この点はさらにお伺いしてみたいと思います。

以上で私の質問を終ります。

○門司委員 さつきから北山君の質問を聞いておりまして、大蔵省の答弁、一向はつきりしないんだが、要綱には予算の範囲内で出すということをちゃんと書いておるじゃないか。だから四千万円なら四千万円出せるとはつきり言つた方がいい。どうしても大蔵省が出来せぬということになると、この法案の要綱の中に書いてあることがおかしくなる。「第八、国は市町村の行う補償の的確な実施を図るために、予算の範囲内で、基金の業務に要する経費の一部を補助することができる。」こう書いてある。「補償の的確な実施を図るため、」ここに私は問題があると思う。補償の的確な実施をはかるうと、いうことになれば、大蔵省がその処置をとるかどうかということが、この法案が生きるか死ぬかという問題のポイントになつてくる。その場合に大蔵省が今のような答弁ではこの法案を認められわれからいえば法案の中にはつきりするわけにはなかないと思う。どれだけのものと補償すると書きた結局大蔵省の考え方一つなんです。わ

分の二を補償するということを書いたのだが、それは書いてない。書いてないからさうは大蔵省の意見を実は求めているわけなんです。もう少しはつきりした答弁をしてもらいたいと思う。補正予算があればどうだんということを言わなくて、要綱の中にもちゃんと予算の範囲内ということは書いてある。私は今問題になつていて四千万円程度のものが出来ないはずはないと思う。その点もう少しつきりしておいてもらいたい。

○森永政府委員 予算の範囲内と書いてございますが、三十一年度の予算には遺憾ながらこのための予算は計上いたしてないことは御承知の通りでござります。そこでできるだけ早くその予算を計上せよという御要請があるわけでございまして、それに対しましては私も氣持の上ではそうしたいと思つておりますが、事務当局の立場としてございまして、また実際問題として今から必ず補正の機会があるとも言い切れないわけでござります。その意味で非常に遠慮した申し上げ方をいたしておりますのでおしかりを受けたわけでございますが、私どもの氣持は先ほど来申し上げておりますことで、大体おのみ込みいただけるのではないか、そういう気持で、はなはだどうも恐縮でございますが前言を繰り返すというふうに相なるわけでござります。

○門司委員 いよいよもつてけしからぬ。大蔵省が満足にものを実行したことはあります。だからはつきり聞きたい。予算に、なるほどこの問題を提

示してないと言はけれども、予備費があるわけなんです。出せば出せる道がある。出せる道がなければ、私は必ず補正予算を出さなければならぬこと、が因縁づけられるようなこの法案を、政府提案として出してこないと思う。もしこの法案を通して三十一年度から実施するということになれば、今の森永君の答弁によれば、いやがおうでも補正予算を出さなければ、この法律案は何にもならぬだろうと思う。少くとも開議できめて政府提案として出してきた以上は、その腹はあるはずなんですよ。その腹がなければ一体どうなる。大蔵大臣に来てもらうか總理大臣に来てもらわなければわかりはない。わけのわからぬものを出してこそ審議して、そうしてそれが実行ができるないということになつたらだれがそしりを受けるか。議決機關のわれわれがそしりを受ける以外にないではないか。だからそれを審議の過程においてはつきりしておいてもらいたいということなんだ。そうすれば二分の一とか三分の二というものを書かないでも、われわれは一応大蔵省を信用するのだ。もう少し信用される程度を増したらどうなうんです。

だ御不満を買っておるわけでござります。そこで御納得なことです。が、それが御納得をお願い申し上げるだけでござります。  
○門司委員 だんだんなおわからなくなつてくる。そうすればもう少し突つ込んで聞いておかなければならぬ。に、最も優先的に考えるということです。予備費から出せない、補正予算を組むかどうかわからぬ。それなら可能な範囲内というのはどういうことですか。どこが一体可能な範囲ですか。可能な範囲といふものはどういふものかわからぬではないか。  
○森友政府委員 形式的に申しますと、予算がきまらなければ補助もできないわけでございまして、予算を幾らにするかということを国会で御議決願つた後に、その補助金の金額が固まつてきるわけでございますが、その点につきましては先ほど私が申し上げましたように、予算を待たないで基準等に連して政令でお出しになるわけでございまして、基準等に関連した政令が出て参りますれば、予算の金額そのものは、これは予算が出なければきまらぬにいたしましても、おのずからその予算規模等についてはわかつてくるというふうなことに相なるわけでございまして、その意味で先ほど北山委員にお答え申し上げたわけでございます。

○森永政府委員 こういう委員会にきまして一主計局長が補正予算を必ず出すとか、あるいは補正予算を出します場合にその金額をどういたしますとかいうことを今から申し上げる所は、これは主計局長の分を越えた問題であろうと思ひます。大蔵大臣にしましても大臣だけが予算をきめて国会に出すわけではないのでございまして、そこまで申し上げることは大臣の権限でないわけでござります。その意味でこういう委員会の席上でのお答えで、こうことに相なりますと、先ほど来繰り返して申し上げるようなことにならざるを得ないのじやないかと存する次第でございまして、その点どうぞ御了承いただきたいと思ひます。

○門司委員 そななるとこの法案を通して、法案に賛成してわれわれが議決しても実行されない、こんなばかばかしい法案を認めるわけにはいかない。一体消防庁はどう考えておるのでありますか。

○鈴木(琢)政府委員 国家消防本部といたしましては四千万円程度の国庫補助を将来予算措置をするという事務的な大蔵省との折衝に基いて案を作つたわけでございます。

○門司委員 今の消防庁の話を森永君はそのまま肯定しますか。

○森永政府委員 消防庁との間にそろそろ実施した、政令はこしらえた、しかしそれは動かないというようなことでは困るのだ。

○北山委員 私が先ほど大体了承したことは、今から予備費で出すといふことは言明できないけれども、法案ができてしまつてあとで補正予算が出ればそれは補正予算だが、もし出なければ必要経費四千五百万円なら四千五百万円は予備費で出し得る。こういふふうな解説からそういうふうな趣旨に伺つたので、それならば今はつきりと予備費で出すとかなんとかいろいろことは言明してもわざなくとも大丈夫出してくれるのだと思つておつたのです。しかし今まで局長が言われるようすに予備費といふものでは出せないのだということになれば、補正予算以外にはないので、しかもその補正予算は出すか出さぬかわからぬのだというふうなことになれば、その四千万円はことしは当然にならないといふ結果になるのです。それじゃ納得できないことになつてしまふのです。だから予備費で出せないのが、今はつきり予備費で出しますとは言明できないにしても、法案が通つたあとで、しかも政令ができればその義務が出てくる。従つてそれは補正予算が出来なければ予備費でまかなえる、そういうふうな解説でいけないかどうかが、今のお話のようであれば会計法上予備費を出すといふことは許されない、補正予算一本やりだ、その補正予算も出すことはできないと申し上げておるわけです。

か出さぬかはつきりしないということになれば、せつからくのお話だけれども四千万円はことしは当てにならないという根拠の上に立つて、われわれはこれに賛成するわけにはいかぬといふことになつてくる。これは小委員会でもそういう話だつたのですから振り出しに戻つてしまふのですよ。もし森永さんがその点をはつきり言えないといふなら大蔵大臣にでも来ていただきて、そうして予算的裏づけについて説明していただきなければいかぬのじゃないかと思うのですが、どうですか。

○森永政府委員 異常に恐縮なんですが、私どもとしたしましては可能な限り早い機会に、最も優先的にこの問題を処置すると、先ほど來お答え申し上げておる通りでございまして、御趣旨が実現されるように最大の努力をいたすことなどを申し上げておるわけでございますが、それで一つぜひ御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 一応そういうことがあなたの立場では言えるかもしません。しかし少くとも最近の国会における予算に關係した法律案の提出には、議員提出にしてもやつぱり五十名あるいはそれ以上の賛成があつて、そして政府が了承しなければなかなか通過困難である。ところがこの案は議員提案じやない、政府から出てきておる。しかも予算を伴うことは最初からわかつてゐることだ。だから了解ができるているからといふ程度だけではなくて、この場合必要なのは、少くとも政府から出てきた以上は、そういうことについての裏づけがなければならないと私は思ふ。議員の方から出すものにはやましく制約をつけて、政府の方から出すもの

がどうなるかわからぬということになると、これはどうにもならぬと思ふ。議員提案のものを持つてきても、政府が予算的措置がなければ無理でござります。というと委員会も通らぬし、本会議も通りやせぬ。政府の出したものが予算の裏づけがないものを出してきて、その予算是こつちを信用してくれと言つても、うつかり信用すると何をやるかわからぬ。その機会をうかがつていただが、ないと言わればそれまでです。最も近い機会に、最も優先的にといふその範囲が一体どの範囲かというのを、もう少しはつきりしておいてもらいたい。

○森永政府委員 その点は、大体私が申し上げようとした腹のうちはおわからぬと思っておるのだと思います。最も早い機会というのはいつかというお尋ねでございますが、それは多分年度内にくるだらうと思いますが、それは必ずくるということを私の立場として今申し上げるわけに参りませんので、先ほど来非常に苦労しておるわけでござります。その点一つ御了承願いたいと思います。

○門司委員 そういうことを言える立場はだれか、大臣ですか。

○森永政府委員 それは大臣としても今は申し上げられないと存じます。

○門司委員 そうだとこの法案を閣議で決定された閣議の責任が出てくるのです。だれの責任でこれを出したのですか。閣議で決定して出てきたのに間違いないと思う。閣議の責任ということになると総理大臣の責任でしょう。それなら総理大臣に来てもらいましょう。そうして聞きましたよ。

○森永政府委員 腹頭の御答弁で申し上げましたように、予算措置が実は

この法案に関連しては非常に問題でございました、私どもいろいろ苦労いたしました。工夫も重ねました。そのあげく万一補正予算がない場合には、予算議決定をされたわけでございました。御質問の御趣旨もよくわかるのでござりますが、現在の段階ではこの程度の答弁で、ぜひ一つ御了承をいただきたいと思ふ次第でございます。

○門司委員 このことばかり議論しても始まらないが、私はそれだけでは了承できません。この前の小委員会では公開でなかつたから四千万円くらい出してもらひかうといふあなた方当局者の意見もあつたが、少くともこの問題はやはりはつきりしておかねと、ここまで来まして法律となつて現われて来ますと、これが基礎になつてできるものでござりますから、そら今簡単にこれを取り上げるわけにいきませんから、いずれあとで議論いたします。これ以上議論してもしようがありませんが、何か言らことがありますか。

○森永政府委員 御答弁申し上げることもないのですが、先ほど私といたしましては、先ほど小委員長の御報告もございまして、その御報告に対し別に異議をさしはさむようなお答えの方もいたしていないわけござります。また金額につきましても、消防本部長との間にそう意見の食い違いがないといふようなことも申し上げておるわけでございまして、るる申し上げただけなのではないかと思う次第でござります。

○北山委員 これは理解できないのですよ。なぜかといふと、ちょっと前も申しましてたけれども、今度地方自治法の改正案の中に、こういうことを地方団体に教えておる。二百三十九条の四に「普通地方公共団体の長は、条例等の他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、この法律に特別の定があるものを除く外、これがため必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込が得られるまでの間は、これを議会に提出することができまい。」となつております。つまり予算上のめどが的確に講ぜられる見込みが得られるまでは、その予算を伴う議案といふものは、議会に提案することはできない、こういうことを地方団体にはやらせるような地方自治法の改正案をやつておきながら、そして自分が提案する今度の法案については今のようなお答えでは、私どもは納得できない。だからこれはやはり大蔵大臣に来てもらつて、——納得が得られるかどうかは別として、とにかく大蔵大臣に来てもらわねばならぬ。そうして今年度内に何らかの方法で四千万円くらい出すという言明がなければならぬ。小委員会の趣旨はそこにあらるのだから、はつきりしてもらわなければいけないと思います。委員長、どうぞそういうお計らいを願いたいと思います。

○堀川政府委員 前にもお答えいたしましたのでありますが、両方またがつておられる団員は百四十万、水防団員としてのみの団員は二十四万、この団員の中から毎年少い数ではあります、災害を受けておるのであります。こういふ意味から、昨年制定しました水防法では、市町村に災害を補償しなければならぬという法律は出ております。市町村はこれを義務づけられておるのであります。ですが、国からの補助はないのです。こういふ意味から行きまして、われわれの建設省といいますれば、水防法を改正して國の補助を受けようにしてなればならぬ、かように考えておる次第であります。

○門司委員 それはお考えはそれでどうしいのでござりますが、ただ応急の処置として、そのお考えが実現するまでの間に、私は必ず差が出てくると思う。その差が出てきますと消防団の土合が都合がいいことになりますとさつきお詫しのよくな法律があるいたしますと、自治体の負担が事実上それだけふえるわけでございます。従つて私の聞いておりますのは、その間の処置をどうされるかということです。新しく法律ができるくればけつこうであるが、その間の処置をどうされるか、これはごく短かい期間だと思いますけれども、それだけ聞いておきたい。

○堀川政府委員 できるだけ早くその処置をしたいと思いますが、その間もありますれば、多少差がつくことはありますか。

事実であります。前にも申し上げたのあります。ここで修正してもらつて、この中へ入れてもらえば一番けつこうであるのであります。そういうわけにも行きませんので、われわれをお正いたしたい、かように考えておられます。

○門司委員 私は今の次官の御答弁を聞きますと、ちょっと変な気がするのですが、実は修正しようと考えたのであります。水防という字を入れれば大体まことに、法律の第一条の中に入れればいい。幸いにしてこれには消防団員等と書いてあるので、水防という字を第一条の中に入れたところで、大した問題も起りそうもない。ところが建設省の意向がどうでないらしいので、修正がちょっとむずかしいな話を聞いたので、そのままになつておる。これは入れられれば入れた方がいい。建設省は建設省の考え方があるので、別にしたが、ここに「非常勤消防団員に係る」

に持つて行かれては減るばかりです。わざかな金でも、建設者の処置がよくなかつたことと野放しで使われてはほんかが迷惑します。もし建設省が修正してもらいたいという御意見ならば、まだ審議の過程ですから、われわれも与党と相談して修正してもらつこうです。その辺の腹を一つ聞かしていただきたい。

○堀川政府委員 地方交付税の中にも水防費が若干入つておるので、そういうことを言つたのであります。われわれといたしましては、早急にこれを改正いたしたいということです。

○大矢委員長 それでは先ほど委員の要求もありましたので、政府提案の本案に対する財政上の裏づけ、予算上の措置に対しても、内閣総理大臣が責任があるのですが、しかし予算でありますから、大蔵大臣を……。(休憩)

○北山委員 この前要求した資料を

相談いたします。

○大矢委員長 午後零時十九分休憩

午後零時三十四分開議

○大矢委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

○森永委員 今建設省の方で、次期

第一表は町村職員恩給組合概況要遷

調べで、組合ができましたのは昭和十

八年、それからずっと組合員数と平

均率、掛金率は組合員が納付する金額

で、負担金率は、地元の市町村が負担

する金額でございます。それから掛金

の收入、負担金の収入、給付費はこの

組合が給付する各種の給付金の合計で

す。それから資産は、結局その差額で

蓄積していく資産の概況でございま

す。そこで組合員の掛金率は、当初か

ら千分の二十という数字で来ておりま

す。負担金率は最初千分の九十でした

が、その後組合の経費關係の計算上、

それを是正しまして、百四十、百五十

五となつたことがあります。二十九

年には百三十五に下げ、三十年にさらに

百十五に――この数字はここに出でお

りませんが、現在では百十五でござい

ます。これは北山委員がねてからのお

話通り、われわれといつましても、

町村の財政の現況から考えて、負担金

率はなるべく許せる限り下げさせた方

がよからうというので、この恩給組合

の連合会にも勧告をして参りました。

現在は百十五、それで給付費の総額が

大体ここに出ている状況でござります。

それから今後これが推移を見ますと

参考に調べたのであります。

○門司委員 そんな答弁ではちょっと困ります。地方交付税をむやみやたら

度が確立をいたしました暁にときまし

て、水防団員についても同じようなこ

とを考えるといろいろな具体的な提案

がござりますれば、私どもといたしま

してもこれに協力することにやぶさか

でございません。

○大矢委員長 それでは先ほど委員の

要求もありましたので、政府提案の本

案に対する財政上の裏づけ、予算上の

措置に対しても、内閣総理大臣が責任

があるのですが、しかし予算であります

から、大蔵大臣を……。(休憩)

と呼ぶ者あり) それでは休憩してよ

くべきであります。

○北山委員 この前要求した資料を

ただいたわけですが、これについて一

と呼ぶ者あり) それでは休憩してよ

くべきであります。

○堀川政府委員 地方交付税の中にも

水防費が若干入つておるので、そういう

ことを言つたのであります。実は

われわれといたしましては、早急にこ

れを改正いたしたいといふことで、そ

の間はどうもやむを得ぬのではなかろ

うか。ただ、今施設費に対しての補助

だけやっておりまして、その他の補助

はやつていいのであります。そういう

予算がありませんので、若干日にち

の差がつくと思ひますけれども、やむ

を得ぬところだと思います。

○加賀田委員 今建設省の方で、次期

国会でこの消防団員と同じような基金

制度の法案を提出するといふ声明が

私のから政府に最後にたゞしておきましたが、先ほど来てお聞きの通り、各委員から本案に対する財政措置についてお尋ねがありましたが、最終的に思ひます。

○森永政府委員 本法施行に伴う四千

万円程度の経費につきましては、政府

の態度をこの際表明せられんことを願います。

○森永政府委員 本法施行に伴う四千

万円程度の経費につきましては、政府

において措置いたします。

○大矢委員長 他に質疑がなければ、

これにて本案に対する質疑は打ち切り

たいと存じますが、御異議ございませんか。

○大矢委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

るが、この法案と同じように水防団員の

基金制度等を、もし建設省が設置する

ならば、大蔵省としてはこれに協力す

るかどうか、この点明確にしていただ

きたいと思います。

○門司委員 そんな答弁ではちょっと

困ります。地方交付税をむやみやたら

度が確立をいたしました暁にときまし

て、水防団員についても同じようなこ

とを考へるといふような具体的な提案

がござりますれば、私どもといたしま

してもこれに協力することにやぶさか

でございません。

○大矢委員長 それでは先ほど委員の

要求もありましたので、政府提案の本

案に対する財政上の裏づけ、予算上の

措置に対しても、内閣総理大臣が責任

があるのですが、しかし予算であります

から、大蔵大臣を……。(休憩)

と呼ぶ者あり) それでは休憩してよ

くべきであります。

○堀川政府委員 地方交付税の中にも

水防費が若干入つておるので、そういう

ことを言つたのであります。実は

われわれといたしましては、早急にこ

れを改正いたしたいといふことで、そ

の間はどうもやむを得ぬのではなかろ

うか。ただ、今施設費に対しての補助

だけやっておりまして、その他の補助

はやつていいのであります。そういう

予算がありませんので、若干日にち

の差がつくと思ひますけれども、やむ

を得ぬところだと思います。

○加賀田委員 今建設省の方で、次期

国会でこの消防団員と同じような基金

制度の法案を提出するといふ声明が

私のから政府に最後にたゞしておきましたが、先ほど来てお聞きの通り、各委員から本案に対する財政措置についてお尋ねがありましたが、最終的に思ひます。

○森永政府委員 本法施行に伴う四千

万円程度の経費につきましては、政府

において措置いたします。

○大矢委員長 他に質疑がなければ、

これにて本案に対する質疑は打ち切り

たいと存じますが、御異議ございませんか。

○大矢委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

るが、この法案と同じように水防団員の

基金制度等を、もし建設省が設置する

ならば、大蔵省としてはこれに協力す

るかどうか、この点明確にしていただ

きたいと思います。

○門司委員 そんな答弁ではちょっと

困ります。地方交付税をむやみやたら

度が確立をいたしました暁にときまし

て、水防団員についても同じようなこ

とを考へるといふような具体的な提案

がござりますれば、私どもといたしま

してもこれに協力することにやぶさか

でございません。

○大矢委員長 それでは先ほど委員の

要求もありましたので、政府提案の本

案に対する財政上の裏づけ、予算上の

措置に対しても、内閣総理大臣が責任

があるのですが、しかし予算であります

から、大蔵大臣を……。(休憩)

と呼ぶ者あり) それでは休憩してよ

くべきであります。

○堀川政府委員 地方交付税の中にも

水防費が若干入つておるので、そういう

ことを言つたのであります。実は

われわれといたしましては、早急にこ

れを改正いたしたいといふことで、そ

の間はどうもやむを得ぬのではなかろ

うか。ただ、今施設費に対しての補助

だけやっておりまして、その他の補助

はやつていいのであります。そういう

予算がありませんので、若干日にち

の差がつくと思ひますけれども、やむ

を得ぬところだと思います。

○加賀田委員 今建設省の方で、次期

国会でこの消防団員と同じような基金

制度の法案を提出するといふ声明が

私のから政府に最後にたゞしておきましたが、先ほど来てお聞きの通り、各委員から本案に対する財政措置についてお尋ねがありましたが、最終的に思ひます。

○森永政府委員 本法施行に伴う四千

万円程度の経費につきましては、政府

において措置いたします。

○大矢委員長 他に質疑がなければ、

これにて本案に対する質疑は打ち切り

たいと存じますが、御異議ございませんか。

○大矢委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

るが、この法案と同じように水防団員の

基金制度等を、もし建設省が設置する

ならば、大蔵省としてはこれに協力す

るかどうか、この点明確にしていただ

きたいと思います。

○門司委員 そんな答弁ではちょっと

困ります。地方交付税をむやみやたら

度が確立をいたしました暁にときまし

て、水防団員についても同じようなこ

とを考へるといふような具体的な提案

がござりますれば、私どもといたしま

してもこれに協力することにやぶさか

でございません。

○堀川政府委員 地方交付税の中にも

水防費が若干入つておるので、そういう

ことを言つたのであります。実は

われわれといたしましては、早急にこ

れを改正いたしたいといふことで、そ

の間はどうもやむを得ぬのではなかろ

うか。ただ、今施設費に対しての補助

だけやっておりまして、その他の補助

はやつていいのであります。そういう

予算がありませんので、若干日にち

の差がつくと思ひますけれども、やむ

を得ぬところだと思います。

○加賀田委員 今建設省の方で、次期

国会でこの消防団員と同じような基金

制度の法案を提出するといふ声明が

私のから政府に最後にたゞしておきましたが、先ほど来てお聞きの通り、各委員から本案に対する財政措置についてお尋ねがありましたが、最終的に思ひます。

○森永政府委員 本法施行に伴う四千

万円程度の経費につきましては、政府

において措置いたします。

○大矢委員長 他に質疑がなければ、

これにて本案に対する質疑は打ち切り

たいと存じますが、御異議ございませんか。

○大矢委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

るが、この法案と同じように水防団員の

基金制度等を、もし建設省が設置する

ならば、大蔵省としてはこれに協力す

るかどうか、この点明確にしていただ

きたいと思います。

○門司委員 そんな答弁ではちょっと

困ります。地方交付税をむやみやたら

度が確立をいたしました暁にときまし

て、水防団員についても同じようなこ

とを考へるといふような具体的な提案

がござりますれば、私どもといたしま

してもこれに協力することにやぶさか

でございません。

○堀川政府委員 地方交付税の中にも

水防費が若干入つておるので、そういう

ことを言つたのであります。実は

われわれといた



れとしては見のがすわけにはいかぬのです。それでその後、どういうことになつておるか。それから特にこの総会の記録ですか、を見ると、自治庁がこういうような改正案を立案する際に、恩給組合の連合会等とは連絡をとらないで起草してしまつたというようなことで、大分総会の方では不満なんですね。それで現在の関井理事長は、自治庁の中にはどうも事務官の中にファッショ的な分子があつて、きわめて不満であるというようなことをすら言つておるようであります。この間の関係を一つお伺いしたいのです。

○小林(興)政府委員 この総会の決議は知つております。私もこういう決議を準備しておりますといふ話を聞きました

から出かけて行ってこれを見まして、逐一こつちの趣旨を説明し、大分誤解があるようでござりますから誤解を説

くことに努めたのでござります。しかし一応何かこういうものを作つたら

出さざるを得ぬということで、それなら適当にお出し願いましょかといふことであつたのでござります。そこで実

はこの反対はごらん願えはわかります

通り、今度の改正の重点は今資料でお配りしたように、相当多額の資金でもありますので、資金の管理運営はやは

りきちんとやらなければいかぬ、こう

いう趣旨でございまして、会計規定の基本を整備しよう、特に従来の経理方

式に簿記の制度を採用しようといふこ

とにいたしたものですから、簿記の制

度は少しだんどうございといふか、う

るといふか、そういう考え方があ

ります。今までやつておる事務並局に反対があつたのであります。今まで予算制度で適当にやつておるのにめん

しゃつたのか知りませんが、全然御心

配のないように私からお願ひいたしておきます。

○北山委員 最近も私これに疑問を持

ちまして、町村会の意向も電話等でお

問い合わせたのですが、ただいまの小林さ

んのお話であれば、もう恩給組合の方

は欣然としておるといふようなお話で

あります。しかしながらこれがだけの

流れといふものはきちんとしていかな

くちやいけないのであります。また

こういう会計制度はむしろ進歩的な会

計技術をだんだん導入して使っていく

ことが、町村の行政を進歩させるゆえ

んであります。これは多少は勉強し

てもらつてやつてもらわなくちゃいか

ね、こういうことはきちんとしておら

るでございます。現に共済組合制度につきましては、もうすでにその方式

を初めからとつておるのでございまし

て、それはそれほどむずかしいもので

はないのでござります。その点が実は

中心になつてこの反対意見が出たので

ございます。それからなおこういう連

合会があるのに、十分連絡をとらな

かつたじやないかといふことでござい

ますが、これはもちろんわれわれも連

合会との連繫にはそれぞれ意を用いて

おつたのであります。役員会その他

で話はしておつたのですが、こ

ういう公式の総会の席で、精細に説明

したといふことがなかつたのは事実で

ござります。その点私の方でももう少

し手を加えておけばよかつたといふこ

とは考えておるのでございまして、そ

の間の事情も総会で逐一述べました

承を願つたような次第でござります。

今日におきましては大体われわれの題

が、そういう点はどういうことでおつ

しゃつたのか知りませんが、全然御心

れとしては見のがすわけにはいかぬのです。それでその後、どういうことになつておるか。それから特にこの総会の記録ですか、を見ると、自治庁がこういうような改正案を立案する際に、恩給組合の連合会等とは連絡をとらないで起草してしまつたというようなことで、大分総会の方では不満なんですね。それで現在の関井理事長は、自治

府の中にはどうも事務官の中にファッショ的な分子があつて、きわめて不満

であるといふふうなことをすら言つて

おるようであります。この間の関係を

一つお伺いしたいのです。

○小林(興)政府委員 この総会の決議

は知つております。私もこういう決議

を準備しておりますといふ話を聞きまし

たから出かけて行ってこれを見まして、

逐一こつちの趣旨を説明し、大分誤解

があるようでござりますから誤解を説

くことに努めたのでござります。しか

し一応何かこういうものを作つたら

出さざるを得ぬといふことで、それな

ら適当にお出し願いましょかといふ

ことであつたのでござります。そこで実

はこの反対はごらん願えはわかります

通り、今度の改正の重点は今資料でお

配りしたように、相当多額の資金でも

ありますので、資金の管理運営はやは

りきちんとやらなければいかぬ、こう

いう趣旨でございまして、会計規定の

基本を整備しよう、特に従来の経理方

式に簿記の制度を採用しようといふこ

とにいたしたものですから、簿記の制

度は少しだんどうございといふか、う

るといふか、そういう考え方があ

ります。今までやつておる事務並局に反対があつたのであります。今まで予算制度で適当にやつておるのにめん

しゃつたのか知りませんが、全然御心

配のないように私からお願ひいたしておきます。

○北山委員 最近も私これに疑問を持

ちまして、町村会の意向も電話等でお

問い合わせたのですが、ただいまの小林さ

んのお話であれば、もう恩給組合の方

は欣然としておるといふようなお話で

あります。しかしながらこれがだけの

流れといふものはきちんとしていかな

くちやいけないのであります。また

こういう会計制度はむしろ進歩的な会

計技術をだんだん導入して使っていく

ことが、町村の行政を進歩させるゆえ

んであります。これは多少は勉強し

てもらつてやつてもらわなくちゃいか

ね、こういうことはきちんとしておら

るでございます。現に共済組合制度につきましては、もうすでにその方式

を初めからとつておるのでございまし

て、それはそれほどむずかしいもので

はないのでござります。その点が実は

中心になつてこの反対意見が出たので

ございます。それからなおこういう連

合会があるのに、十分連絡をとらな

かつたじやないかといふことでござい

ますが、これはもちろんわれわれも連

合会との連繫にはそれぞれ意を用いて

おつたのであります。役員会その他

で話はしておつたのですが、こ

ういう公式の総会の席で、精細に説明

したといふことがなかつたのは事実で

ござります。その点私の方でももう少

し手を加えておけばよかつたといふこ

とは考えておるのでございまして、そ

の間の事情も総会で逐一述べました

承を願つたような次第でござります。

今日におきましては大体われわれの題

が、そういう点はどういうことでおつ

しゃつたのか知りませんが、全然御心

配のないように私からお願ひいたしておきます。

○北山委員 最近も私これに疑問を持

ちまして、町村会の意向も電話等でお

問い合わせたのですが、ただいまの小林さ

んのお話であれば、もう恩給組合の方

は欣然としておるといふようなお話で

あります。しかしながらこれがだけの

流れといふものはきちんとしていかな

くちやいけないのであります。また

こういう会計制度はむしろ進歩的な会

計技術をだんだん導入して使っていく

ことが、町村の行政を進歩させるゆえ

んであります。これは多少は勉強し

てもらつてやつてもらわなくちゃいか

ね、こういうことはきちんとしておら

るでございます。現に共済組合制度につきましては、もうすでにその方式

を初めからとつておるのでございまし

て、それはそれほどむずかしいもので

はないのでござります。その点が実は

中心になつてこの反対意見が出たので

ございます。それからなおこういう連

合会があるのに、十分連絡をとらな

かつたじやないかといふことでござい

ますが、これはもちろんわれわれも連

合会との連繫にはそれぞれ意を用いて

おつたのであります。役員会その他

で話はしておつたのですが、こ

ういう公式の総会の席で、精細に説明

したといふことがなかつたのは事実で

ござります。その点私の方でももう少

し手を加えておけばよかつたといふこ

とは考えておるのでございまして、そ

の間の事情も総会で逐一述べました

承を願つたような次第でござります。

今日におきましては大体われわれの題

が、そういう点はどういうことでおつ

しゃつたのか知りませんが、全然御心

配のないように私からお願ひいたしておきます。

○北山委員 その福社事業のことなん

が、そういう要望のあるところも現に

おらん。特にこの内容に触れますけ

ども、この前もちょっと申し上げま

したが、この恩給組合の業務範囲を職

員の保健、保養、教養の施設あるいは貯

蓄の受け入れといふように、福利施設

等にまで広げておるのであります。この点に

かかるところはやり得るようになります

けれども、これは当然組合員のため

の福社になるやうだとわれわれは考

えておるのでござります。それが一つ

従つて、もしもそれだけの財源がある

ということになつたならば、それは町

の問題でござります。

それからもう一つ、何か監査委員の

規定につきまして、どうして金を多く預

かる団体ならば、監査と申しますか監

査役と申しますか、そういう意味の管

理監督をする職制があつて、資金の運

用を見張つていくのは当たります。その制度

は、今の簿記の制度の採用についての

意見が基本的にあります。それからい

うら欣然としておるといふお話を

おきました。つまり、その要望が

どうかは別として、内容的に、この要望

の中に盛りられておるいろいろな事項

があるのではあります。それで、やはり

改定案の中にもくみ取られて、その要望

がそのまま出でてあるかに見えるわけ

で、われわれとしては欣然としないの

です。関井さんが、自治庁の若い事務

官の中にはファッショ的な傾向があつ

るようですが、実はこれは何でもないこ

とでございません。その要望が別として、

改定案の中にもくみ取られて、その要望

がそのまま出でてあるかに見えるわけ

で、われわれとしては欣然としないの

です。改定案の中にもくみ取られて、その要望

がそのまま出でてある

村財政の窮屈の現況にかんがみて、や  
に向けるべきである。こういうような  
意見でありまして、根本的に考え方で  
対立するわけなんです。さつき小林さ  
んからもお話をあつたように、現在の  
恩給組合がこういうようなやり方で  
行つておる、しかも掛金、負担金等の  
算定については現在の制度で行つてお  
ること自体に小林さんも疑問をお持ち  
になつておるのであつて、これをすぐ  
ではないとしてもやはり根本的に検討  
しなければならぬとするならば、この  
際業務範囲を広げるということは適当  
ではないのではないか。やはり恩給を  
中心の目標として、根本制度の検討を  
すべきであつて、かりに金があつたと  
しても、それをどんどん福祉事業等の  
方に向けて行くといふことは、むしろ  
将来における改革を困難にするかもし  
れぬ、そういう点で、私はどちらかとい  
えは恩給組合の方の意見も一理ある、  
十分な理由があるといふように考へる  
のですが、こういう点では納得してお  
るのですか。そういう意見はやはり同  
じように恩給組合の方も持つておるの  
じゃないかと思ひますがどうですか。

事は、御承知の通り健康診断をやつた  
り、場合によつてはその他の保健施設  
を作つたり、貯金の受け入れとか運  
用をある程度やつたりしておる状態で  
あります。こういう問題は何も雇用  
員だけの問題ではなしに、一般吏員に  
つきましても、同じ役場におつて同じ  
必要があり得るのでござります。それ  
でありますから、町村としてはそい  
う必要を考えてやろうとすれば、共済  
組合だけの資金を動かすのはむしろ不  
自然というか、不合理なのであります  
。そこで、やはり一般吏員の積み金の運用資  
金もそこに充当することを考えなけれ  
ば、これはかえって不均衡にもなるの  
でございます。それからまた今おつ  
しゃいました通り負担金も高いのに、  
こんなところに全部回してといふのは  
ごもつともであります。これはあく  
までも長期退職給付が基本でございま  
す。基本でございますが、その積み金  
の運用上の一つの方法として福祉事業  
をやることが考えられるのでございま  
して、それぞれの一定の率といふかワ  
クと申しますか、共済組合で考えてお  
るような同じワクの範囲内において、  
もし組合員が希望するならばこういう  
こともやり得るようにしてやろう。こ  
れは何もみんな強制的にやらせる必要  
もなければ、特に奨励する必要も私は  
ないと思います。しかしながら組合員  
がやりたいというのならば、その道だ  
けは開いておいてしかるべきではない  
か、こういうふうにわれわれとしまし  
てはきわめて軽い気持でございます。  
これによつて基本的な制度をどんどん  
返しやるときに大きな差しさわりにな  
るかということは、そういう御懸念は  
全然ない問題でございます。その点は

○北山委員 第六条に「正規の簿記の原則に従つて、」とあるんですが、この正規の簿記というものは政令か何かに基づき示すとするのであるか。正規の簿記の原則といえば、もうすぐ、いろいろ帳簿だ、こういう整理をするしならぬという理由ですね。これは相當繁雑であり、恩給組合の方としてもこの点について若干異論があるようになりますから、「正規の簿記の原則に従つて」と書いてあるのはどういううのを要求しておるのであるが。これを明らかにしてもらいたい。

は、それぞれ独自の方法で管理をなす。地方銀行に預けておるものもある。あるいはまたそれを運用して町村等貸付をしておるものもある。いろいろあって勝手な運営をしておるんじやないかと思うんですが、この状況についての何か調べがあれば御説明を願いたい。

○小林(興)政府委員 これは今お尋ねの通りでございまして、現在はこの金の運用につきましては、もう完全に一定、制約がございません。それぞれ組合がそれぞれ思い思いでござります。そこにわれわれとしてはやはり一つの問題があり得るので、一般の共済制度と同様に、ある程度資金運用の基本原則といふものを明らかにして、そのワク中において一適切な管理を願いたい、こういうのがこの法律の改正の要点の一つなのでございます。

ここに昭和二十九年の資料がござりますが、それを見ますと、多くは預金をいたしておるわけでござります。たゞ金銭信託、有価証券を持っておるのもござります。それから一部は短期の貸付、これは十九億という数字がりますが、これは町村に対する短期貸付でございます。それから有価証券、投資信託なり、信託なり定期預約なりという長期の運用をいたしておのが大半でございまして、八十五億ございます。それから流動資産としまっております金が四十七億、大体ういう数字が出ております。

そこでこれにつきまして、大体共組合制度では大蔵省が中心になります

○北山委員 その資産の中の固定資産がどのくらいになつておるかということをと。もう一つは、この改正案の第六条の七によつて恩給組合の財務に關し必要な事項は、政令で定める、この際に運用の基準などを政令で指示するつもりであるかどうか、これをお伺いしておきたい。

それから、もしもそつとつもどりであるならば、大体どういうふうな基準で、この積立金資産の運用をさせるつもりであるか、これをお伺いしたい。

○小林(興)政府委員 二十九年度の百三十億余の資産合計の中で、固定資産に關するものは四千百万円あります。大した数字じやありません。

それから財務に關する細則は政令にまかしておりまして、これは大体共済組合制度通りのことと考えまして、資産の管理、保管の原則を書き、余裕資金の運用の基準を書き、特に経理の資産運用の割合を明らかにいたしまして、目的別にたとえば長期の銀行預金、郵便貯金または金銭信託ならば三分の一とか、有価証券は十分の一とか、あるいは地方債、地方公共団体の一時借り入れの貸付金は十分の三とか、こういう式に、従来共済制度でやつております公式に準じたものをここに定めたいと存しております。

そこで、これは公共団体の金でござりますから、確實かつ有利である限り

は、なるべく町村へ還元をするよう  
に、運用の方法としてはそういうこと  
を別に頭に入れながら物事を考えた

い、こういうふうに存じております。その他会計に関する政令では、事業計画書の作り方とか、あるいは契約の基本原則とか、そういう規定もあわせて必要なものを入れたいというふうに存じております。

仕事の目的からいえば、副の副のままである。その副だと考えておるのでございまして、要するにこれだけの資金がございますれば、資金そのものの管理運営がある程度やはりきちんとしなければいかぬので、これが基本であります。そこでただ福祉事業につきましては共済な等でもそういうものがあるから、これは欲するものならばみんなのためになれる道を開こうではないか。それだけでございまして、これはきわめて平易な

じ式の共済制度を作つてやつておるま  
のもあるわけであります。それから農  
村につきましては、吏員についてこの  
恩給組合があり、雇用員につきまして  
共済組合があるのでござります。その  
他警察職員とか消防職員とか教育職員  
になつても恩給法があつたり、つとも  
の教職員の共済組合が創いたりといふ  
ような形で、年金の問題並びに一時金  
の問題につきましては市町村あるいは  
都道府県の地方公務員全般として見れ

歩一步前進させて、統一的な全体的保障制度の確立に近づくべきものであります。ことだけは、私は確信をもつておるわけであります。

○中井委員 今るる大へん親切な御質問があつたのであります。あなたたちは公務員全般としての恩給制度といふものについて、総合的に判断して、そういうものに沿って行くというか、そのことにつきではあなたたは賛成である、だから今までの

なつていって、まだ足りないから今は少し車を上げねばならぬといふことになつてくることを私は非常心配するのですが、そういう意味で条の三に「次に掲げる事業を行なうことができる。」と簡単にやつておりますが、こういうものについては相当な限とか審査とか一定の資格とか、そういうものを付する必要があるのでないか、これが一つ。  
それからついでに関連してお尋ね

し なり制すと四にう度

ほどからいろいろ御議論を伺つておつたのであります。私のは大へん基本的な素朴なお尋ねであります。私ども伺つておると、この法案の内容は、何というか、金が少しできてきたからほ

仕事をございます。従来の実例から見ましても、健康診断をやつたり、場合によっては診療所の小さなものを作っているところがあります。海の家を作つたり山の家の経営をやつたり、それから一部の賃金の受け入れとか臨時

ば、実は制度はかなり複雑になつております。そこでそういう複雑な制度をわれわれといいたしましてもなるべく早く統一、一元化すべきものだというのが基本的な考え方でござります。しかしこれは今の社会保障制度の基本の問題にからんでゐるわけであります。

たいのですが、百三十億というのはは  
国的に見て非常に大きな数字でありな  
するけれども、これは各府県で組合さ  
れておると思います。従つて各府  
単位で、これの積立金の一番多いと  
ころはどれくらいのものですか。その辺  
のことについて、三つ奇異と別にこ

いへは、これまでのよくなルースな運営では困るから、国は一定のワクを法律できめてやつていただきたい、こういうごときましても、基本の制度にはほとんど影響がございません。

それから今、その地主は一役者本員

公務員につきましてそうした制度を考  
えるときには、当然に社会保障制度の一環として国及び地方を通じて考えなければいかぬ問題で、現に社会保障制度

す。さつきの御説明を開くと百三十億円の積み立ての中で固定資産が六、七五万円で大したことはないと言います。が、結局北山君も心配しましたように

一つ御答答申いただきたい。私はこの間  
条の三のよろな、こういうことを書く  
れますると五億や十億の金は五、六年か  
たつたらすぐ使つてしまひ、大へんわ

考え方からいくと、それも一つの行き方かもしれませんけれども、むしろ公務員全体として、他の地方自治体、すなはて都県の職員らによつて職員とわれわれも一番頭を悩ます問題でございまして、この種の制度はいさかか複雑に過ぎるのでござります。正直に申しまして、たとえ都道府県につきましても、たとえがんばりでござる

度審議会でもこうしたものにつきましてもいろいろ検討を続けておられ、一部答申も出ておる。それから公務員制度調査会におきましてもそういうものにつきましてやはりいろいろ考え方も出

そういう金が余るのならば掛金を少くするとか、あるいは町村の負担金を少くするといふのが本筋であつて、こうすることを始めますと喜んでどこでメモやる。これは悪いことではありません。

ことになつて、四十六都道府県の中でも、一県や二県は大失敗をして、大穴をまくるといふような事件が起りやせぬかといふ」とを、率直に言えば憂えるのであります。そういう点について明確

くという考え方の方が、私は筋が通つておるよんだと思うのです。そこで同じたいのだが、県や市とそれから町村との関連はどういうふうになつておりまするか、そういう点についてちょっと多い。恩給法が動いておらぬものについては、府県の退職年金の条例でやつておるものが多い。それから雇用員につきましては町村職員共済組合といふものがある。これは国家公務員全般

ておるところでございまして、基本的には検討すべき問題がきわめて多いと思うでございます。しかしそれは結局公務員制度そのものの官吏更貟制度をどうするか、雇用員の制度をどうする

からやるということになつて、特に三の職員の貯金の受け入れ、また運用とか、四の職員の臨時の支出に対する貸付といふふうなことになりますると、心を大いにこちらの方に奪われたら現

○小林(異)政府委員 その点は卒然と  
この条文の一番頭の前にこういふもの  
が出ましたから、御心配は無理もない  
かと思います。これは先ほど申しまし  
たが、お尋ねの問題は、

○小林(奥  
政府委員) 今中井委員からお尋ねがございましたが、その最後のこととに御答弁する前に、金が余ったからほどの事業をやつしていく、そういう趣旨では全然ございません。福祉事業はそれほどの大した——われわれはこの

か、そういうものの身分上の問題との関連もあり、それから今申しました全体の国家の社会保障制度の一環として考えなければならない」という、きわめて大きな問題にからみついておりまして、なかなかか速急に結論は出ておりませんが、基本的にはこうした問題を一

実の仕事は大へんないことになって来は  
しないか、また一の問題でも海岸に近  
いところは一つ大きな建物でも建てよ  
うといつて、基金の運用についてはブ  
ラスにならないような面にまで進ん  
で、横の方にだんだん伸びて五、六年  
たつてくると抜き差しならぬように

した通り市町村職員共済組合法でも規定  
在第四章に福祉事業といふのがござい  
まして、その六十五条に「規約で定め  
るところにより、左に掲げる事業を行  
うことができる。」といふので、同じじ  
規定があるわけでございます。それから  
ら国家公務員の共済組合法にもみんな

同じ規定がござります。それでは国家公務員や市町村職員はこれで実際何をやつているかということを見ますと、実はそれほど活発に仕事をやつておるわけではございませんで、それぞれ組合単位で、ところによつては保養所のようなものを一つ作つておるところもござります。それから健康保険をやつたり、常備薬の配付をやつたりしておるところもござります。それから貯金をやつておるところは、われわれ府県の共済組合を見ますと教府県ございます。それから貸付も貸付の条件をきめまして、町で資金を借りるよりもかなり低利で運用いたしております。そういうことをやつておるところもござります。しかしいずれも先ほど申しました経理の資産構成の基本の割合といふものを、國、府県を通じて定めておる率を基礎にして資産割合をきめまして、そしてそのものの割合の範囲内においてやり得ることにして、それはなおりまして、運用の実際から見まして、現に御心配になるような事情がござります。そういう点はわれわれも一番注意いたしておるところでございますが、その大ワクだけはきちんととして運用上誤まりなきを期したいと存じておるのでござります。何分にも雇用員について現にやつておることでござりますから、それを吏員について道をふさいでおくといふのは、いかにも市町村の制度としておかしいぢやないか。そこに基本的な事情があるわけでございまして、雇用員につきまして御心配のないような運用を現にやつておりまつから、御安心を願いたいと思ひます。

それから、今の組合の資産は、府県によりまして相当開きがございます。北海道は資産総額十一億ございます。これは多いのは、前に御承知の北海道の二級町村制といったような時代がございまして、公務員の制度が基本的に違つておつて、そこではこれをずっと前からやつております。それで資産が非常に多いのでございます。その他二、三、たとえは青森は二億五千万、岩手は三億一千万、鳥取などは一億、そういう程度でございます。

○中井委員 今のお答えで、ちょっと関連してお尋ねしたいのですが、そうすると四条の三を行われまするときに、は、知事の認可とか何とか、そういう手続は必要なんですか、どうなんですか。

○小林(興)政府委員 これは組合規約でありますことになつておりますので、町村組合は自治法でやるわけでありますところが、自治法では、組合規約を定めるときには知事の許可を受けることに現になつております。自治法の二百八十六條……。そこで必要な調整もできますし、その大もとを先ほど申しましたが、政令で基本のワクをそれぞれきめたい、こういうふうに存じております。

○中井委員 組合規約一本で、知事の承認か何かを得る。こういうことになつておるのでですか。——そこで問題は、具体的に何が仕事を始めるとき、さらにまたそういう承認を得るとか何とかいう手続でなくて、全く自主的な判断にまかされておるのであるか、その点をもう一度確かめておきたいと思ひます。

体の事業を書かせる」とにいたしてあります。その意味で知事の承認にならなければなりません。あとは、行うのは事業計画の問題になりますが、事業計画は組合にまかして、自主的な運営ということになつております。

○中井委員 ちょっととまだわかりにくいか、そちらなると規約の中に、たとえば四条の三のようなものを全部含めておれば、実際どこの海岸にどういううら家を建てるということにつけては、もう知事の承認とかそういうものを要らない、こういうことになるのかどうか、その点を聞いておるのであります。

○小林(興)政府委員 海の家を設けるということは規約に書かなくちゃいけないねと思いますが、どこへ設けるといふようなことを書く必要がないのぢやないか、事業の実体的な中身だけが特定されるように、事業の種類だけが特定されるように組合規約に書かせられる必要があらうじやないかと存じております。

○中井委員 最後に冒頭の質問に戻るわけですが、どうもあなたも同感の上うであつたが、地方公務員、國家公務員合してまことに複雑で、私ども審議をいたしまする場合に、また何かおかしな、似たようなものの修正案が、毎年々々二つか三つ出で——与党の議員はこれを称して難件と言つておる。(笑声)けれども、今内容を検討してみると、個々の公務員にとっては非常に重要な問題をはらんでおるよう私には思います。そこで総合的な、何か大きな方針といいますか、そういったものを——こういう法案を各個にたくさん出すよりも、一本にまとめるこ

か、何かについての努力をぜひお願  
しておきたい。

特にまた國の官吏の恩給との關係で、府県との間に、この間もまた何れ連係の問題その他が出ておりまし  
が、これは町村といえども理論的には同じであろうと思ひますので、町村からは町村の吏員が官吏になるといううことは具体的には少いだらうと思ひますけれども、起つた場合も十分考えておかなければならぬということになりますので、私どもは雑件と思っててやりましたが、運用の仕方によりましては、運用の仕方によつては、町長になつた人とか、その縣の特殊な風潮であるとか、そりいつたものによつておもしろいことができるであつましょう。しかし一たびつまずいたたら取り返しのつかぬことでござりますから、そういう意味で私どもはさらずに慎重な検討をいたしたいような実は今全くがしておるのですが、どうぞ一つ冒頭に言いましたよな考え方で、この際はあまりそういう横にふくれるといふことは—そのことは、そのことだけ考  
えますと、まことにいふことのように思ひわけですが、全体から見ると、率直に言うで、どうもまだそこまでは見過ぎる。まだまだ基金が足らない。やるのならば、もっと余裕をもつて、少々金が余つて困つておるんだといふ段階にまで、恩給法の本来の性格を逸脱しないようになひお願いしたいと困ります。この点は私どもまだこの法案に対する態度は決定はいたしておりませんが、最後に一つ希望を申しておきま

が、そうすると、現在の積立金の利  
りといいますか、それはどのくらい  
なるか、今後自治庁としては運営の  
準といいますか、それを示すという  
うな御方針のようですが、特に町村  
組合の資金でありますから、町村の  
方面には、やはり運用させるおつも  
だろうと思いますが、一体どういう  
うな割合でやらせるつもりであるか、  
町村への貸付は、実際組合としても  
りたいが、しかし一応のめどはない  
とやりにくい。それから確実な金額を  
関等に預ける場合においても、これに  
利息を生むということを本意とする想  
合、それからそうじやなくして、資産の  
確実を期するという場合と、いろいろ  
と実際の運用上理事者としても迷っ  
し、またそこに重要な問題があると申  
うのです。おそらく現在の組合の中  
はどうかと思われるような運用をして  
おる場合もありはしないかと思うので  
すが、町村同士の財政資金にこれをさ  
の程度に活用を指導されるお考えでな  
るか、それから金融機関に預金をする  
場合には、どういうふうな性格の機関  
に預けさせるという考え方であるか、そ  
れをもう少し立ち入つてお伺いしてお  
きたいのです。

むしろもつと市町村なり職員なりの福祉を考える場合と、いろいろあり得るわけでございまして、先ほどちょっと申しました通り、共済組合制度におきましては、長期経理における資産の運用の基準といふものは、大体長期の銀行預金とか郵便貯金または金銭信託が、十分の二、有価証券が十分の一、地方債または地方公共団体の一時借入に対する貸付金が十分の一、他の経理単位に対する不動産の取得を目的とするものに対する貸付金が十分の一、

党の方からいはずれ修正案が出される關係等もありますので、できましたら今的地方税の各種項目別についてずつと進めていただきたいと思うが、と思うのであります。都道府県民税、あるいは市町村民税と……。最初府県民税からでもけつこうでありまするが、そういうことでお進めをいただきたいと思うのであります。

思つてあります。その差額が一体どうれくらゐあるか、資料は出でるのでないかとも思ひますけれども、そういうものについて差額はどうくらゐあるかといふことと、そういうことについて政府は当分の間この不均衡の状態をほおかむりにしてそのまま続けて行く腹であるのがどうか、こういう点につづいてきょうは總括の最後の仕上げのようなものでありますから、私は一般論としてこういふものについて、もう一度念を押しておきたいと思うのであ

内容によりまして均衡を欠いている  
じゃないかというふうな意見がずいぶん  
多いことは、その通りだと思います。  
す。従いまして、のこと自体は私たちは  
市町村民税のあり方として必ずしも  
不适当だとは考えていないのであります  
。ただ問題は施設のおくれでおるよ  
うな市町村における住民の所得割の負  
担がかえつて実質的に重くなつてい  
る、この点じゃないか、こういうふうに  
思つております。この点につきまし  
ては、一つは地方交付税制度の問題  
にも関連してくるわけでございまし

いう、これは財政計画上無理にそういう  
う数字を出しておるのか、それともそ  
の実績はそうだと考えておるのか、それともそ  
どっちです。実績はそららしいと考え  
ておつたという、そんな甘いことでは  
いけません。これは五割も六割も高く  
なつておるところがたくさんあるので  
すから、その辺のところをもう少し詳  
しく一つお答え願います。

W. J. G. - W. J. H. A. C.

他の経理単位に対するその他の貸付金が十分の三というが一応共済制度において設けられておる基準でござります

通り、税種別で審議して差しつかえございませんか。

○奥野政府委員 市町村民税が問題になつておりますが、県民税の場合は御承知のように所得免額の五・五%です

て、施設のおくれておる自治体についての基準財政需要額を現状よりも幾らが多く見ながら、施設の均衡を一步ず部分についての徴収見込額が現年度部分と大体收入額にして半々だらうと思つております。第一方式によりますと、第一方式による外の方法によるものであります。

す。そこでさらに長期の銀行とか信託とか申しましても、どこへ預けるかといふようなことまでは、もちろん制度

○大塚委員 おおむねは着工用原木料について質疑を行うことにいたしました。

本領の、いわゆる市町村の五、六割を、  
が、これを各市町村に配分するだけで  
ござりますから、総額に変りはありません。

前進させるべきではないか、こういう問題があるとかと思います。それについてはまた前提として地方財源があることで、一方、この割合で五百十億三千三百万円、第二方式によります分が二百四十三億三千七百萬円、大体六割、平均一・六倍くらいのものと見込んでおります。

に書くわけに行きませんので、それは  
それぞれの団体で、自主的に安全かつ  
効率的に運用されることができるとい  
う基本的な規定を置くにとどめたいと  
思うのでございます。あとはそれぞれ  
組合で自主的にやっていただきたい、  
こういうふうに考えます。

民税、市町村民税と関連しての問題になると思うのであります。いつも住民税関係の不均衡につきましてこの委員会で問題になつておるのであります。従つてそういうものと関連して、これは財政計画とも関連があるのであります。例の前年度の所得税の百分の十八でありましたか、それを両方に分けておるわけであります。そういう

○中井委員 具体的には非常に入り組みますね。

○奥野政府委員 市町村民税につきましては、第二方式等を採用することによつて、所得税額を課税標準にして、標準税率を採用した方式のみの場合よりも減額において収入額が増加していく。それが今度の計画では九十三億円程度多くなるだらうというふうに見込んでおります。問題は所得税額を課税

午後三時二十二分休憩  
午後四時二十四分開議  
○大矢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
地方免去令一部を改正する法律案を

ものについてオーフショウ・ワン・ツリー、スリーとありまするが、大体金額にいたしまして百分の十八といふ從来の線で行つておる。それをずっと計算いたしますると、国全体としてどれくらいになりますか。ところが見まことは右記です。

○中井委員 議題として、項目別に質疑を行います。総則について質疑を続行いたします。質疑はございませんか。

におきまして、オプション・ツー、スリー、その他のいろんな方法を使つておられますので、百分の十八の数字と現実の地方税の姿とは相當金額が違うと

問題から収入額がふえてくるわけあります。しかし所得税額そのものにつきましても、給与所得者と事業所得者、事業所得者につきましても事業の

常に易満たしと思ふのであるが、大抵の年月は、税の総額は幾らくらいか数字がすぐ出ると思います。千五百億くらいあるでしょう。それでもつて百分の十八以外のもので取つたその差額が九十三億と

中井義昌 そなへしやま  
答えるが、しかしながら九十三億  
といふ数字は考えてみれば私は非常に  
大きな数字だらうと思ひます。これを

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

野部長が聞かず語りに譲っておられたが、重税を取っているところはその税金によってどんどん施設も拡充し、道路もよくなり、学校もよくなるというふうならしいのです。私は非常に大きな問題であろうと思うのであります。これが臨時的なものでありますならば、私はあの制度はまことにけっこうだと思ひます。恒久化しておるということ。こういう状態を、もう四、五年になりますが、そのままおつておくということについてはどうも解せない。特に大都市の周辺の部落におきましては、そういうことのためにたとえは現実には周辺の部落に住んでおるけれども、税金は大都市へ納めておるとかいうふうなことはもうたくさんあると思う。特に東京の近郊、大阪の近郊、名古屋の近郊といふものはたくさんあるうと思うのですが、少しつきりした政府としての意欲と言いますか、具体的な考え方、たとえば明年度において何とかしたいと思っているあるいはその点について早急に十分な検討をして、このへんばな実情というものを何とか修正したいといふうなお答えがあつてしかるべきだと実は考えるのでありますが、きょうは大臣がお見えにならぬし、早川政務次官、あなたが最後の責任をとつてどうだといふ考えもあるらかと思いますが、これはあなた自身もよく御案内だと思いますから、とにかくわれわれとしましては今回の地方税法の改正

方法につきましては、まだまだ不満であります。が、政府といたされましては一大改革があつて、これによつて、一応地方財政の赤字は埋めたというのであります。そういう意見であります。が、その次に来たるべきものはどうしてもこの間の地ならしでなければならぬと思うのでならば、われわれはまずこれを先にやれといふ意見であります。が、その後に官の率直な見解を御発表いただきたいと思うのであります。

○早川政府委員 お答えいたします。  
市町村住民税も住民税自体として考えることに、私は若干無理があるというのです。町村内で所得税を納めていないような村、納めていても非常に少い村もござります。従つて本年度の末に税率全般の改正をいたしますので、今後の税のアンバランスをどうするか、また私の故郷その他で問題になりますのは、国鉄の勤め人には住民税が高い、片方は所得はないけれどもあらゆる資産を持つている人は、固定資産税を納めることを前提としても、住民税がかからぬとかいうような社会政策上の不公平の問題を常に耳にするところでございます。従つてそういう面もあわせて考えまして、従来の戸数割的なものにするという意味ではございませんが、もう少し実情に沿うような改正ということも当然考えたいと思つております。

○中井委員 大体お気持はわからぬことはないのですが、現在の日本の税体系のうちで、何としても一番目立つてはつきりとこぼこの感じを持たしておりますのは、私はこの税体系だと思つ。今年川さんもお答えになつ

たが、それは市民税だけと、いろいろな税がかかる。一方固定資産税があるからそれを総合して固定資産税といふものの内容を見ますと、たとえば田地田畠などにかかるところから思えば、今度はまた住宅にかかるところというふうな次第でございまして、どうもその辺のところも現実には固定資産の種類によりましてでござるが、すいぶんあります。総合して考えてどうもあの辺のところは納得できないというのがここ四、五年間の税体系の一番大きな問題だと私は思います。さらにその次にはそういうものを整理して、われわれの主張としては、国税においては法人税その他大へんな基礎控除などをいたしまして、資本の蓄積に名をかりたいわゆる大資本の方の税体系には大いに意見があるわけであります。が、今の議論をいたしましてはそれを一応横へのけておきましても、一般庶民大衆の間において非常なる不平不満がある。これがいわゆる農民の人と労働者の人との間に話が合わない根本的な原因であろうと私は思うのであります。そういうことについて私はこれまで歴代の内閣がほつておられたということは、実際よくわからないのであります。そういう意味で今御答弁はありましたが、もつとはつきりと、あなたは昔の戸数割には返らないといふような御意見で、それもけつこうでありますけれども、現実に即して税金といふものは不公平のない、まあまあ納得できるといふふなことになりますけれども、私はどうも今の制度をするというと、私はどうも今の制度をそのままにしておくと、ということはどう

かと思う。実際地方に参りますると、地方の政治の平和を書き乱しておりまするのは、私はこの税体系であるときも言つていいと思うであります。そういう意味から、もつと積極的な考え方を持つてどうしてもやつていたきたいということを、最後にもう一度私は念を押しますが、どうでございましょうか。

○早川政府委員 この問題は非常にむずかしい問題でありますて、たとえば給与所得者、サラリーマンというものの方々は住民税あたりで非常に文句を言つのです。それは中小企業者といふ独立経営者の方が非常に少いんじやないか。——しかし独立経営者が毎日お客様が来るのに非常に気苦労し、夜夢にも商売のことが出てくるといふような中小商工業者の苦勞といふ面から見ますると、またいろいろ御意見があるので、むしろサラリーマンなんかの方が楽な報酬を得ておるのぢやないかといふ御議論で、常に町村会などへ行きますと中小業者と論争になりますて、実は結論を得ないのであります。このことは同時に、農業事業税を本年度課そうとしている場合に、今度は中小企業者には事業税がかかるて農民にはかかるないのはけしからぬじやないかといふ論争ということをございまして、これまたそれぞれ御議論の根拠がなかなかあるわけでございまするので、たまに御質問の趣旨を尊重いたしまして、どうと、いう結論はここで申し上げませんけれども、私といたしましても何とかこの問題にもう少し論争の起らない公平なめどをつけたいと考えておりますので、事業税等も総体的な税制改革のときにあわせて考慮いたしたい、か

て、物事の重要性は自治庁としてはよく理解しておる次第でござります。  
○中井委員 これに関連しまして、あなたは先ほども中小企業の方も重いと  
いうことでありました、率直に言つて私どもは、それじや農民の税金が軽  
いのかといふたら、私どもはやっぱり  
そうだ、軽いとは言えません。中小企  
業の税金はそれじや軽いのか、もつと  
取つていいのかといふたら、とんでも  
ないと言ふ。結局労働者の住民税だけ  
は非常に重過ぎるといふうに私ども  
は考えたいと思うのであります。そこ  
で問題はほかの方にも関連を持つわけ  
なんだが、どうも去年の下半期以来日  
本経済としては私はやはり大へんな上  
昇であるらと思います。従つて、国の  
予算等におきましても、昭和三十一年  
度は相当の自然増収なんかを見ており  
ます。ところが、地方財政の計画を拝  
見いたしましたと必ずしもそうではあ  
りません。これは地方財政全体として  
非常に困難であるから、この際確実に  
見るというふうな意味において、わか  
らないわけではないでありますする  
が、そういう私どもの觀点からいきま  
すと、私はこの住民税の率といふも  
のについて、もうぱつぱつこれを引き  
下げていくといふうな方法でないと  
いけないよろに考えておるのであり  
ます。今御議論の中にもあつたが、  
たとえば中小企業は中小企業で、農業  
には事業税はかかるおらぬと言ふ。  
農業は農業で、おれの方は供出とい  
ふうな非常な負担があると言ふ、勤労  
者は勤労者で、市民税はめちやめちや  
に高いと言ふ、この論争の中で、歷代  
の政府はお互にけんかをさせてお

中小企業の連中が来たら、実は労働者の方はなかなか高うござりますよと言ふ、労働者が来ると、あなた方には事業税はありませんよといふようなことを言つてごまかしてきました。これは早急に何とかしてもらいたいといふふうに考えるのであります。私は住民税について、さつきのオプション・ワン・ツー・スリーといふような問題と、それからその次にこういうふうに給与所得なども、実績は所得が全体としては相当上つていると思いますから、自然増収が相当ある——一年おくれになるかもしれませんのが、相當あるといふ面から行きまして、率においても百分の十八といふふうなもの——これは私は府県民税と合せての話でござりますが、率においてもばつぱつ検討の時期になつてゐるのではないかといふふうにさえ考へてゐるわけでありますが、そういう点についてどうでありますようか。

○大矢委員長 他に道府県民税に対しても御質疑はありませんか。

○門司委員 道府県民税ですが、私がこれまでの際税金のことでもよく聞いておきたいと思うことは、将来の税を一体どうするかということです。道府県民税と市町村民税とのバランスをどこで合せるかということです。これは今後の税法を見てみますと、府県民税が非常に従来貧弱であった。それから、その上に問題の警察を移管したことのために、従来府県民税を比較的納めていなかつた農村にこれがかかるってきておる。それからもう一つは、大規模の固定資産税といふものが、市町村にあつた分をある程度府県に譲讓してきておるということです。この関係は、警察法の通つたときの事態から考えれば、府県の負担はふえないと一つのものを見方の上に、あるいは数字的な上にこれが通つております。通つてしまつた現実は、御承知のように、二十一年度で四十億ばかり足りない、三十一年度でも七十何億、補正しただけで約五十三億ぐらいあるはずです。これだけ足りない。こういうことになつておる。三十一年度も同じような経過をたどつておる。従来富裕県といわれておつた神奈川県あるいは大阪、福岡など、いろいろなところで、結局警察をしそい込んだおかげで七億赤字になつておる。神奈川県では優に十億以上とです。制度が変わることのためには方の自治体がよけいに負担をしょわざします。こういう問題との関連性は一体

○早川政府委員 そういうふうな制度によると、この点に対する自治庁の考え方はどうですか。

○門司委員 最終的に交付税で見ておるというが、交付税で足りないから毎年おかしなことをやつておるんです。二十九年度も補てんするし、三十年度も出さなければ追つつかなくなつておる。交付税で補てんしていかなければできやしない。同時に、交付税といふのはそういうべきものではないかと私は思う。もしそうだとするなら、これは交付税の額をもう少し上げてもらわないと困る。交付税の率の上げ方といふものはきわめて少いのであって、われわれは納得するわけにいかない。従つて国と府県と市町村との間の財政需要、こういう問題について、自治庄は考へているかどうかということになると、交付税をとるというなら交付税額をとるようだ。交付税についての増額を要求すべきであると思う。もしそうでないとするならば、ほかに国との間の財政調整といふものが十分に行われるべきだと思う。こういうように考へるのですが、今のような交付税でこれをカバーしているなんということでは、これはどうにもなりません。そのことのために迷惑しているのは市町村ですから。府県も損をしているし、市町村も損をしている。だから陳情書がたくさんきているのです。大規模の資産をつくさんあるのです。しかしこれは国

の制度が変わったから、そういうことはつきりしておいてもらいたいのです。

○奥野政府委員 御承知のように一九九年に警察費の負担をめぐらまして、かなり財政需要の面においても大きめに改正がございました。これに伴いまして、府県に対しまして、府県民税をうちますとか、たゞ消費税を創設いたしますとか、いろいろふるな処置をとったわけであります。一応都道府県も市町村も完全な自治団体ということになつておりますので、基本的には自治運営に伴つて地方の繁榮がもたらされる。それに伴つて税収入もふえていく。そういう意味において應益的な課税、それが一つの基本になるとと思うのであります。府県につきましては事業税、市町村につきましては固定資産税、こういうような税源の配分になつております。

あつ一つは自治団体でありますから、住民全体が自治の推進のために協力ををして行かなければならぬ。その費用の負担といふものは能力に応じてしようじやないか、こういう意味で底力的な課税ということになるのだろうと思いますが、府県につきましては、府県民税、市町村につきましては市町村民税があるわけであります。しかしこれだけでは十分でないために、これに配するにいろいろな税をもつてしておるわけであります。たゞこの消費税率のものがあるわけであります。が、こういう分配につきましては、都道府県の財政需要はどのくらいであり、市

耶村の財政需要はどれくらいである  
いうことで、税率に若干の差等を設  
ておるわけであります。しかしつきま  
しておるわけではありません。しかし個々  
団体につきましては、最終的には地  
交付税制度で調整せざるを得ない  
ういうような事情につきまして、基  
財政需要につきましては、毎年度改  
を加えて参つておるわけであります  
もとより地方財政の全体の分量をど  
するかという基本問題があるわけで  
ございまして、年来地方財源の充実の  
めには、政府としても非常に努力を  
払つて参つておるわけでございます。  
**O門司委員** それで都道府県税の中  
問題になりますのは、今も話が出てしま  
りました事業税の問題があります。  
総体として都道府県税であると市町  
村税であろうと、地方の自治団体がな  
財源だけではやつていけないことはよ  
かつております。従つて応能性があつ  
とかないとかということは、とつとも  
の昔になくなつておつて、その議論は  
今通用しません。府県は財政計画の二  
五%内外しか実際持つていない。あ  
いは四千億とすれば、三分の一持つて  
いるくらいになるかもしだれぬ。しか  
るそいうい貧弱な税財源しか持たない地  
方の自治体の財政というものは、私は  
税によってここで議論するといふこと  
は実際ナンセンスだと思っておる。ど  
んなものをとつたつてとらなくたつて  
足りないものは足りないので。もし  
自治府がほんとに腹があるなら、とに  
かく少くとも半分以上というものは自  
治体が自主財源でまかなえるといふ建  
前をとらないと、ほんとの意味の応能  
的なんという書きは言えないと思ふ  
のです。だから府県税の中で一番問題  
になつておる事業税にしても、法人事  
業

事業税といふものが大部分であつて、個人事業税については、その数字はさわめてわずかであります。この中にはかなり無理なものがある。しかし政府はこういうことを改めようとしたのですか。事業税に対して、どの程度まで今度の国会ではできなかつたが次の国會では改めようといふような御意思がありますか、それを一応聞いておきたいと思ひます。

いまでの、最初からわざか二ヵ月といふ短期間の実情のもとにおいては、政府としては初めから廃止する意思を持たなかつたわけであります。今回の地方行政委員会の修正によりまして、もう少し実績を見て公給領収書の是非を論ずる期間を与えてほしいといふ自治庁の要望をおくみ取りいただきましたことは、まことに御同慶にたえないと私は思つて、心でござります。

○門司委員　これには相当異論がある  
ようにわれわれ聞いております。連合  
審査の過程におきましても、建設委員  
会の方で修正するということを  
聞いておりません。

課税の客体がどれくらいあるのか、これに課税率はどれくらいにしていいのかという率をきめます場合は、非常に慎重を要すると思う。とてみて、そうして百億よけいあつた、五十億よけいあつたということは、政府としてはやりいいかもしませんが、納める方からすれば、これは苛酷な税金をとられたということになると思う。だからうまいこと、よくつらしちゃうまいこと、これがいいんだよ。

**OJT会員** そのことは私は妥当な数字と解釈しておいた方がいいと思う。上でもなければ下でもないが、あまり正確な数字ではないと私は思う。

その次に、この税金でもう一つ聞い

トるところは、過少見積りでもなく、また過大見積りでもないといふ結論に達しておりますので、御了承願いたいと思います。

○興野政府委員 事業税の問題について零ましては、特に個人事業税において零細な所得者の負担が過重だというようなことから、基礎控除を毎年々々上げて参つてきておるわけであります。そして基礎控除額が、昭和三十年度では十萬円になつたのでありますが、昭和三十一年度からは十二万円に引き上げられることになつております。この關係の減収が二十数億ではなかつたかと思つてるのであります。が、そういう改正をいたしたわけでありますので、これである程度緩和されるんじやないかというふうに思つておるわけであります。

○門司委員 私の聞いておりますのは、それだけでなくして、何か改正案を出されるという御意思があつたたゞよう  
に新聞で私は拝聴しておつたので、それが与党の方で修正がないということですから、政府と与党との間にそういう  
一応あなたの方の意向を開いておきた  
いと思います。

○早川政府委員 政府としてとやかく  
言うべきものじやございませんが、ある

けであります。従つて先方の委員会で  
は、与野党を問はず、全会一致で、も  
う少し下げてもいいという意見が、大  
体本委員会の意見であつたようだ。私は  
思う。そこで問題になりますのは、課  
税の客体になつております輸入量が、  
一体どのくらいかということがおそら  
く問題になつてくると思います。この  
数量は、自治庁の数量が正しいのだと  
いう話もあるし、正しくないという話  
もある。あるいは自治庁の数字で行け  
ば、もつとよけいとれるから税率は  
もつと低くてもいいのだという結論に  
私はなつてていると思うわけですが、こ  
れは一体どれが正しいかということ

慎重に討議をする必要があると思つて  
いる。でありますので、きょうここで  
直ちに私は結論を出そとは考えてお  
りませんが、運輸委員会あるいは建設  
委員会と政府との間、自治庁との間に  
何か御協議されたことがあるかどうか  
か。ここ的小委員会あるいは連合審査  
会では、いろいろ意見がございました  
が、その他にあなたの方方に話し合い  
があつたかどうか、もしあつたなら、  
その点を一つここで御発表を願つてお  
きたいと思います。

る五大市の分です。この分は、法律に基きますと、主要な県道といふものが大体中心になつて配分されることになつております。ところが五大市の中には、一體の概念からくる主要な県道よりも、市道の方がむしろ重要なものがたくさんあると思う。従つてこの税の配分をもし五大市に行おうとするならば、私は主要な市道といふものが、当然この分の中に含まるべきだというふうなことから、国道、府県道を管

○門司委員 私が今そういうことを聞けましたのは、これは早川さんと聞けばいいと思うんだが、今度の国会で政府与党の中にかなり公給領収証を中心とする問題があつたと思うのですが、一体これはどうなつていますか。一応は与党も税制については修正案を出すということを新聞で発表した。これが長い間もたもたして、結局出さないということにきまつたらしいから、そのときの与党の構想はどうであつたか、発表できますか。

○早川政府委員 公給領収書は、前の国会でおきめになつた修正条項でござ

いは付帯決議がなんかで将来公給領収書の悪いところがあれば直すというような決議をされるやに聞いております。○門司委員 それについて聞いておきたいと思いますが、府県税としても、いわゆる軽油税ですか、これは建設か運輸の委員会で、全会一致で、もう少し安くしてもらいたいという要望書が当委員会に来ておりましたが、それに対する政府の見解はどうなんですか。

○早川政府委員 軽油の年間所要量が百万キロリットルという基本数字が動

は、われわれもはつきり言い切れないのだが、問題は税収 자체というものは、こちらで政府が一応予定した額より以上上回って、明らかに取れると思ふものについて、もし課税率が定められておったとするならば、それは私は税の本質については非常に大きな誤まりだと思う。少くとも政府が予算をまかなくだけの金があればいいのであって、より以上のものを税金をきめる場合にきめて、これを徴収したといふことになれば、それだけやはり苛酷な、必要以上に苛酷な処置をとつたというそしおは私は免れないと思う。従つて

府部内におきましては、運輸省といわ  
ゆる百万キロリットルか百十万キロ  
リットルか、あるいは三十万キロリット  
ルかといふようなことで、若干調整協  
議をいたしまして、その結果主管省で  
あります通産省の百万キロリットル  
といふことが、正式の三十一年度の需  
要数量といふことに確定をいたしたわ  
けでございまして、われわれとしては、  
もつとたくさん需要があることを見  
越して、よく吉田内閣当時やりました、  
自然増収がたくさん出るということ  
は、極力われわれは避けたい、かよう  
に考えておりますので、百万キロリッ

理しております。府県の財源として予定しているわけでござります。その場合に五大市の長は国道、府県道を管理しております。それで、その市内に閉しまする限りは、府県知事は管理権を持つておられませんので、五大市の部分だけは五大市に府県から交付させる。こう考えているわけであります。その場合に道路の面積で府県分と五大市分を按分するわけであります。御指摘のように五大市の中には一般市道よりも重要ないわゆる指定市道といふのがござります。この指定市道も府県道並みに扱つたらしいのじやないだらうか、こうい

う意見が地方道路譲与税の配分をめぐりまして、現に五大市側からは出されているわけでござります。しかし、指定市道は、たしか五大市以外に福岡市でありますからについても同じような制度があるようでございまして、そうしますと、これを広げていくと、地方道路譲与税の財源を府県と五大市だけではなく、さらに多少他の市にも広げていかなければならぬ。そうしますと、道路の整備を重点的にやっていかなければならぬ現状においては、あまり適当なことにはならないのじゃないだろか、そういう心配も持つておるわけでございます。従いまして、もし指定市道を府県道に認定してもらう、こうなれば、もうすこりそのものが配分の基準になっていくわけでございまして、そうやっていただけぬものだろか、こういうふうな考え方を持ております。しかし指定市道を入れませんでも、御承知のように自動車の台数等によって道路面積を補正すると、いうふうなやり方もやつておるわけでございますので、五大市の関係につきまして、指定市道が道路面積に算入されない結果、譲与額あるいは交付額が不当に縮小になつてくるという場合には、補正係数につきまして十分な配慮を加える余地もあるのじゃないだろかなど、やはり府県道と同じ扱いにすることは避けたい。従つて解決の道として市道は重要な道路ではござりますけれども、やはり府県道において若干の配慮を加えるか、こういうふうな問題に

なるのじやないだろかと思つております。今後とも五大市の問題につきましては、検討しながら、実情に即するような配分に努力して参りたいと思つております。

○中井委員 今は件名別にやつていますから、そこまで行つてないわけですが、今御答弁があつたから関連してお尋ねするのですが、あれは説明のときには——今の金の配り方は、あなたのおつしやる通りでいいが、配つてもらつた金は、五大市や各府県の知事は、それをどのように使おうと、道筋に使えばいいのでありますよ。その点はどうですか。

○奥野政府委員 その通りであります。

○北山委員 遊興飲食税のことをお話をありましたから、なお補足して伺つておきますが、自治庁の方から、今の遊興飲食税の昨年改正されたやり方、公給領収書のやり方、これについての数カ月の成績が発表されたわけで、資料を私どもいただきましたが、その結果については、やはり一応好ましいような結果が出てるようだ。この実績から見ましても、あるいは地方の一の——この前参考人に呼んだ大阪府の税務部の方からのお話によつても、大体において公給領収書の制度を採用したということは、認めねらつておつた。目標が実際にこの数カ月の間だけでも現われておる、こういうふうにわれわれは自治庁の資料によつて、またいろいろな御意見によつて、了解しておるわけです。従つて将来はともかく、少くとも現在までの実績は、現在の制度を廢止するという理由はそこからは出でこないと私どもは思つておるので

か、自治庁としても当然そのようにお考へたことはあります。それで、とにかく批判を聴りたいのですが、少くともこの二、三カ月の税収面から見ました収入は確かに上つております。ただしこれに対して、手続の点、あるいは官吏がいるとか、いろいろ欠点も指摘されておりますが、現在におきましてはわざかではないと思います。従つて今後いま少しこの公給領収書の制度の実施の状況を見た後に判断をする。現在これを変更する意思是毛頭ないのでござります。

○北山委員 今は取入が上つたという点だけを申されました。しかしそれより先に、従来の徵収の仕方、すなわち組合等を通じて割当制でやるといふのは税法によらない、違反しているようなやり方を徵税当局がやらなければならなかつた。これはもう奥野さんからも再々、そういうやり方では困る、何とかこれを直したいといふ御意見もあつたわけでござります。そういう点においては、今度の公給領収書制度を採用することによって、いわば徵税当局自身が、今度こそ法律の規定に従つて公正にとにかく課税をすることができる。これが大きなプラスである。まず第一にそのプラスがそういうふうに出てきておると私は思うので、地方の府県当局などに聞きましても、その点が同じように言われておるのです。これが一番大事な点ではないか。次に徵税の成績も上つておる、増収になつておる。これはしかし

ども、地方の府県においては上つておりますけれども、大都市においては上つております。総額においてはふえていくとも言ひませんが、少くとも今申し上げたような第一点においては、これはプラスになつたのではないか。だから私の申したいのは、自治庁から発表された今まで數カ月間の成績によつて、これはやはりいい方の結果がよけい出している。もちろん領収書といふものを使つのでありますから、そこに事務的な煩瑣もある。なければないに越しかねことはないのですが、それを別にすれば、従来のやり方よりも今度はプラスになっている。こういうふうに私は白治庁としてはお考えになつていてると思つますが、そういう積極的な御意見はないのですか。

は修正するところをうなづいて、いわば公約通りをしておるのではないかと思います。これはただいまの早川さんの御意見で、ことと、これを廃止をするとどう考へるか、ういうふうにはつきり言つておる。政府としては持つておらぬといふので、ですが、今の与党の幹事長の談話といふものは、もう次の国会で直すと、こうへたるところでは、直す考へはない、こう言つておる。ところが政府首脳部は与党について、一体自治厅としてはどういふふうなお考へなのですか。今までのところでは、直す考へはない、こうきりきめている以上は、これは現在までとのところで好ましからざる、改廢をするべき理由があるから、そういう決定をしたのだと思うのです。これは与党だけの決定ならばまだしも、政府の首脳部が參画している。だからだいたいまでの早川さんの御意見とは食い違つておるのじやないかと思ひますが、そういう岸声明なるものについて、一体どうふうふうにわれわれは解釈したらいいか、一つ教えていただきたいと思ひます。

○北山委員 これは与党と相談された  
自治厅長官に、さらに親しく率直な御  
意見を承りたいと思いますの  
で、次の機会にお伺いしたいと思いま  
す。

なおもう一点、府県民税についてお伺いしたいのですが、この府県民税を設定するときには私どもは反対したわけです。反対の理由は、新しい税金を設けると、必ず増税の道を開くのだということを反対をしたのですが、奥野さんはそういうことにならない、こういうその当時の答弁でございました。ところがやつてみると、元の市町村民税が所得税額に対して百分の十八でございます。今度は府県民税と市町村民税を加えますと、百分の二十以上になつてきている。徐々にいろいろな理由をつけて、府県民税は府県民税で、市町村民税は市町村民税で少しずつそれぞれ率を上げるのでですから、増税になつてきておる。ただ自然増といふわけではなく、税率そのものが上つておる。百分の二十を突破しておる。制限税率を入れますと百分の二十四になりますか、しかも方式が第二方式のたゞし書きといふようなものが大多数を占めておりますから、そういう面からもまた増税になつてくる。要するに結果としては、道府県民税を置いたために、増税になつたということだけは認めなければならぬと思いますが、これは早川次官からも奥野さんからも御所見を承わりたい。

と、減収になりますから、從前通りの額を維持できるということを日達に、税率の引き上げを行なつたわけではありません。従いまして増税という言葉をどういう意味で使うか、もし単に形式的に率の引き上げられたものを増税と言いますならば、それは増税に当るでありますなれば、しかし実質的に現実の負担額がどう変つたかという意味で言いますならば、増税ではなかつた、こうお答えをいたしたいのでございませう。なお先ほど中井さんの御質問に対してもお答えいたしましたように、第二方式によつて増収を得る部分は、道府県民税を設けることによつてむしろ少くなつて参つてきておるわけでござります。なおまた第二方式をとりました場合に、ただし書きを採用した場合でございますが、給与所得者につきましては、若干負担を緩和する規定も、国会で修正でございましたが、挿入され、現在におきましては、勤労免除がさらに本国会で引き上げられておるわけでございますが、さしあたりこれに手をつけないでおいたわけでござります。

ておるのです。こういう率で三十年、三十一年ということになれば、今年度の地方税の収入見込額の方は、住民税の関係は九百何十億になりますが、実際の調定額というのはずっと越してないかと思うのです。見込額でわれ見るわけにいかぬ。住民の苦痛は切符の方なんです。それを納め得ないから何十パーセントしか徵収できぬであつて、やはり令書をもらえば納稅者にとつてはそれは負担なんです。そういう点で調定額といふものをやはり同時に見なければならない。二十九年度は一千百億くらいになつたはずです。そういう点はどうなんですか。自治庁の方は徵収の方も稅收が逐次上つてゐる、こう言うのですけれども、調定額で見ると、やはり住民税といふのは府県と市町村の両方を入れますと、相當な重圧になつておるのぢやないか、こういうふうに思うのですが、その点の説明をお願いしたい。

りますか。私のよく聞くことは町村合併をすれば住民税やほかの税金が安くなるんだ、こういうことで合併したところが多いわけなのです。ところが合併したその後の経過を見ると、市になつた、その市の住民税の取り方が従来は第一方式であったものが第二方式に変わつたとか、あるいは第二方式のただし書きに變つたとか、そういうふうにして税金がぐんと上つてくる。町村合併で税金の安くなるはずのところが、逆に高くなつたということ、非常な失望を招いている市町村が少くないと思うのですが、それらの資料、町村合併と税負担といいますか、税の調定の方式、特に住民税の第一方式、第二方式との関係において、統計資料というものがありましたならお示しを願いたいと思います。

ておくれのですが、税が新たに創設されたということは町村の道路関係については非常にいいと思うのだが、ただ日本本の道路行政自体を見ていくと、自治体の意向にかかわらず、問題は道路の上を走つておるトラックの大きさといふようなものは全然別に考えられておる。道路の耐用度といふものとトラックの大きさといふものが、全然かけ離れて考えられておる。たとえば日本の国道の昔の定義からいいますと、十七セントチが一号国道としての一応のコンクリートの厚さであつて、大体重量からいうと六トン、橋梁が十二トンといふことが一応の規格になつておつたと私は考える。そくなつていくと、今走つているトラックといふものははるかに越えておる。従つて今日の日本の道路行政といふものは、昔のそなした一つのものを乗り越えた新しい角度における道路の施設関係といふものが行はれなければ、いつまで修繕をやつしておつたつ間に合わぬ。これは今具体的に言えば、ばかりかしいと思われるような厚いコンクリートをやつしておつても、より以上大きな、連合軍が今引つぱつて歩いているような二十何トンもある戦車を持ってきて、ところどころがされたら一ぺんに参つてしまふ。あののブローワーになつておるコンクリートが全部、がたがた動き始めるからどうにもならない。普通の一般貨物の輸送にしてもトレーラー——うしろにマークをつけておるので大体七トンから八トンぐらゐ持つておる。これでは道路がぶつこわれるのは当りました。そのあと道路を追つかけ追つかけ、あとからあとから幾らこういう新しい税金をこしらえて修理しようと思つても、

事実上追つつかぬのです。これは建設省の管轄だとあなた方は言うかもしないが、実際は、たとい道路は建設省の管轄であつても、これを修理しなければならぬのは都道府県であり、五大市である。従つてこれの関連性を政府部内で一体相談されたことがあるかないか、日本の道路の規格は一体どうするのかということを——どうもわれわれが考えてみると、道路の規格はやりっぱなしにしておいで、そしてトラックはどんどん大きくなっていく、これが今日の日本の道をこなしている最大の原因だと思つ。こういう面を自治庁、運輸省あるいは建設省の間で話し合われたことがあるのですか。その点は話しあわれたことがあるのかないのか。

○奥野政府委員 建設省と運輸省との間で意見が対立しながらも絶えず協議をいたしまして、新聞紙上にも昨年なんかもかなり大きく載つた問題だと思います。今後もなお御指摘の問題が残つておるわけでありまして、一そろ十分に連絡をしながら、いい方向に持つていかなければならぬといふふうに思つております。

○門司委員 そういう政治的なおさなりの答弁ではなく、ほんとうにやつたことがあればある、なければならない、これから考へたい、というなら考へたい、もう一つ私ははつきり言つておきますが、日本の今持つておる国道並びに都道府県道を一応修理するとすれば、一体どれくらいの費用を見積つておるのか、建設省でなくて自治庁でわかるなら、その数字を一つはつきり出してもらいたい。こういうふうな法來を審議する上において非常に問題になる。こんなものを幾らこしらえたって、片つ端からこわ

すのでは何にもならぬ。問題はこういふものによつて修理されるものが、完全なものができ上ると、いう処置をしなければならないと思う。これが一つ。それからもう一つ資料を出してもらいたいと思うことは、これも自治庁に頼むのはあるいは無理かもしれないが、もしなければ建設省に相談して出してもらいたいと思う。日本の現在の都道府県道を、大体普通のトラックが通るだけの道路に改修していくにはどれくらいの費用がかかるか。これは自治庁でもわかっていると私は思うのだが、もしわからなければ建設省との間に話をしてもらいたい。もし資料があるならこの機会に一つ出してもらいたい。これは地方財政に非常に大きな問題を投げかけている現実の問題ですか

○大矢委員長 順次に参考人招致の件

についてお諮りいたします。町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案について、先ほど北山委員より、町村会代表より意見を聴取いたしたいとの要請がございました。町村会代表を本委員会に参考人として招致するに御異議ありませんか。

○大矢委員長 實質はこの程度にいたしました。

○大矢委員長 最後に参考人招致の件についてお諮りいたします。町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案について、先ほど北山委員より、町村会代表より意見を聴取いたしたいとの要請がございました。町村会代表を本委員会に参考人として招致するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

なお日時は明四日とし、町村会の会長もしくは事務局長出席をお願いすることにいたしたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

○奥野政府委員 道路の実態によりまして、そこを通過する車両の規格についての制限、これはたしか道路法の根拠に基きまして昨年建設省が指示をして、大へん議論を巻き起したことを記憶しております。しかし詳しい内容は、建設省の方に御意見があつたことを連絡いたしまして、そちらから答えるようにしていただきたいと思つております。

○大矢委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

なお日時は明四日とし、町村会の会長もしくは事務局長出席をお願いすることにいたしたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十二分散会